

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			区 域	基 点	点						
五共 第 1号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町曾根郷津和崎郷立串郷小串郷地先	次の1、イ、ロ、4、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町曾根郷と同郡同町奈摩郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町網上郷矢堅崎北端 3 同郡同町曾根郷曾根崎 4 同郡同町同郷壺ヶ瀬西端 5 同郡同町同郷びしゃご鼻 6 同郡同町津和崎郷黒瀬鼻突端 7 同郡同町同郷津和崎鼻突端 8 同郡同町同郷津和崎北東端 9 北松浦郡小値賀町野崎郷野崎島ベン石 10 同郡同町同郷野崎島一ツ瀬頂上 11 南松浦郡新上五島町津和崎郷丹瀬頂上 12 同郡同町立串郷亀ヶ瀬東端 13 同郡同町同郷立串郷東端 14 同郡同町小串郷鶴の瀬 15 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻	イ 2から0度500メートルのところ ロ 3から270度50メートルのところ ハ 5から270度1,000メートルのところ ニ 6から270度500メートルのところ ホ 7から270度1,500メートルのところ ヘ 7から0度1,000メートルのところ ト 8と9を結ぶ直線の中央のところ チ 10から180度1,000メートルのところ リ 11から0度500メートルのところ ヌ 11から90度500メートルのところ ル 12から90度1,000メートルのところ ヲ 13から90度1,000メートルのところ ワ 14と15を結ぶ直線上14から3,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑漁小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡新上五島町曾根郷津和崎郷立串郷小串郷	
五共 第 2号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町似首郷丸尾郷椋津郷浦桑郷地先	次の1、イ、ロ、3、8、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ各直線、ト、チ、7の各点を順次結んだ各直線、ヘからトに至る竹ノ子島の東側最低低潮時海岸線から距岸12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷鶴の瀬 2 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同郡同町継子瀬頂上 4 同郡同町椋津郷竹ノ子島白岩 5 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎 6 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎横大岩 7 同郡同町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 8 同郡同町継子瀬南岸標識	イ 1と2を結んだ直線上1から3,000メートルのところ ロ 4から3を見通した直線の延長線上3から1,500メートルのところ ハ 8から8と4を結んだ直線に垂直に下した線と7と2を結んだ直線とが交わる ニ 7と2を結んだ直線上ハから南西に318メートルのところ ホ 4と3を結んだ直線上4から318メートルのところ ヘ 4と3を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ト 6とチを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ チ 5から220度の線と7と2を結んだ直線とが交わる ところ	第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡新上五島町似首郷丸尾郷椋津郷浦桑郷	
五共 第 3号	有川町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町継子瀬郷地先	次の1とイ、3とロの2直線によって挟まれた有川町継子瀬東側海域のうち1を中心とする半径36.4メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町継子瀬頂上 2 同郡同町竹ノ子島白岩 3 同郡同町継子瀬南岸標識	イ 2と1を結んだ直線の延長線上1から北方へ36.4メートルのところ ロ 3から3と2を結んだ直線に垂直に下した直線上1から36.4メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡新上五島町有川郷小河原郷七目郷	

五共 第 4号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 茂串郷 蛤郷 七目郷 地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んだ各直線、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、6の各点を順次結んだ各直線、ロ、ハの新上五島町榎津郷竹ノ子島東側最低低潮時海岸線から距岸12.7メートルの線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の8、チ、リ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南松浦郡新上五島町浦桑郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町榎津郷竹ノ子島西島居崎横大岩 3 同郡同町同郷竹ノ子島西島居崎 4 同郡同町同郷竹ノ子島白岩 5 同郡同町継子瀬頂上 6 同郡同町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 7 同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 8 同郡同町有川港新埋立地岸壁西角 9 同郡同町有川港埠頭フェリー岸壁標識(岸壁西端から16メートルのところ)	イ 1と7を結んだ直線と3から220度の直線とが交わるところ ロ 2とイを結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ハ 4と5を結んだ直線上新魚目町竹ノ子島の最低低潮時海岸線から12.7メートルのところ ニ 4と5を結んだ直線上4から318メートルのところ ホ 1と7を結んだ直線上へから318メートルのところ ヘ 5から5と4を結んだ直線に垂直に下した直線と1と7を結んだ直線とが交わるところ ト 1と7を結んだ直線と6から340度の直線とが交わるところ チ 8から37度190メートルのところ リ 8から327度330メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷
五共 第 5号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 友住郷 頭島郷 江ノ浜郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷と同郡同町赤尾郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町野案中島西端上の鼻 3 同郡同町野案中島北東トビ瀬 4 同郡同町友住郷頭島北東端 5 同郡同町同郷頭島石切鼻 6 同郡同町太田郷となえ崎標識 7 同郡同町七目郷と同郡同町浦桑郷との最高高潮時海岸線における境界 8 西海市崎戸町平島相崎の鼻	イ 1から340度の直線と7と2を結んだ直線とが交わるところ ロ 2から270度1,500メートルのところ ハ 3から0度1,500メートルのところ ニ 4から40度1,000メートルのところ ホ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ ヘ 6から146度30分1,600メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 赤尾郷 友住郷 頭島郷 江ノ浜郷
五共 第 6号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 太田郷 相島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町太田郷相島五島鼻 2 同郡同町同郷相島東端 3 同郡同町同郷相島南端 4 同郡同町同郷相島西端	イ 1から0度1,500メートルのところ ロ 2から45度1,500メートルのところ ハ 2から135度1,500メートルのところ ニ 3から180度1,500メートルのところ ホ 4から225度1,500メートルのところ ヘ 1から270度1,800メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 太田郷
五共 第 7号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 太田郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町太田郷となえ崎標識 2 同郡同町同郷と同郡同町阿瀬津郷との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から146度30分1,600メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 太田郷

五共 第 8号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 鯛之浦郷 東神ノ浦郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町太田郷と同郡同町阿瀬津郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町東神ノ浦郷と同郡同町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から118度1,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 鯛之浦郷 東神ノ浦郷
五共 第 9号	浜串漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 浜串 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷と同郡同町岩瀬浦郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻	イ 1から118度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,650メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 浜串
五共 第12号	若松町中央漁業協同組合 外1名	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線、4、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線、及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南松浦郡新上五島町奈良尾郷と同郡同町桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同郡同町若松郷へボ島西端 3 同郡同町同郷と同郡同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 4 同郡同町荒川郷ノ首と同郡同町道土井郷大串崎との最高高潮時海岸線における境界(大串崎側) 5 同郡同町西神ノ浦郷ツル瀬鼻 6 同郡同町同郷と同郡同町□浦郷との最高高潮時海岸線における境界 7 同郡同町□浦郷一ツ瀬頂上 8 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ鼻 9 同郡同町同郷椎ノ木山下標識(同郡同町同郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界から西方海岸沿いに129メートルのところ) 10 同郡同町道土井郷黒崎西端 11 同郡同町若松郷一本松標識A号 12 同郡同町同郷カマノ浦標識B号	イ 1から180度1,000メートルのところ ロ 2から180度300メートルのところ ハ 3から200度2,000メートルのところ ニ 5と10を結んだ直線の中央のところ ホ 9から215度1,975メートルのところ ヘ 7と8を結んだ直線の中央のところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 宿之浦郷 荒川郷 西神ノ浦郷 若松郷
五共 第13号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 地先	次の1と2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷と同郡同町道土井郷との最高高潮時海岸線における境界(赤崎側) 2 同郡同町今里郷京崎標識		第1種 ひとえぐさ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿之浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部土井の浦を除く)



五共 第17号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 漁生浦郷 有福郷 日ノ島郷 口浦郷 間伏郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、10の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時海岸線によ って囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷と同郡同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 2 五島市奈留町治ヶタ瀬頂上 3 南松浦郡新上五島町間伏郷赤瀬頂上 4 同郡同町有福郷ヒラ瀬頂上 5 五島市奈留町大串葛島ビヤドウ鼻北東方トビ瀬頂上 6 南松浦郡新上五島町有福郷イノクラ鼻トビ瀬頂上 7 同郡同町同郷ビヤン首トビ瀬頂上 8 同郡同町日ノ島郷ヒゼン瀬頂上 9 同郡同町口浦郷一ツ瀬頂上 10 同郡同町同郷と同郡同町西神ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界 11 同郡同町飯ノ瀬戸郷串島野首ノ鼻南端 12 同郡同町同郷串島ビヤゴ鼻西方トビ瀬頂上	イ 1から200度2,000メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 3から270度1,000メートルのところ ニ 4と5を結んだ直線の中央のところ ホ 6から270度1,000メートルのところ ヘ 7から0度1,000メートルのところ ト 8と12を結んだ直線の中央のところ チ 9と11を結んだ直線の中央のところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 日ノ島郷 有福郷 口浦郷 間伏郷 漁生浦郷
五共 第18号	奈留町漁業協同組合	長崎県 五島市 奈留町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの各点 を順次結んでイに至る各直線と 最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域 ただし、次の18、ヨ、タ、19の各 点を順次結んだ各直線と最高高 潮時海岸線によって囲まれた区 域を除く	1 五島市奈留町大串葛島ビヤゴ鼻西方トビ瀬頂上 2 同市同町大串葛島ビヤドウ鼻北東方トビ瀬頂上 3 南松浦郡新上五島町有福郷ヒラ瀬頂上 4 同郡同町間伏郷赤瀬頂上 5 五島市奈留町治ヶタ瀬頂上 6 同市同町治ビヤゴ鼻トビ瀬頂上 7 同市同町治小島東端 8 同市同町治銅ヶ島奈留神鼻南端 9 同市同町治末津島南方トビ瀬頂上 10 同市同町治末津島西端 11 同市蕨町外輪福見鼻東端 12 同市奈留町浦鈴ノ浦通鼻北西端 13 同市蕨町福見早崎北東端 14 同市奈留町浦江上高万崎鼻西端 15 同市蕨町園山赤崎鼻北東端 16 同市奈留町大串西海岸瀬崎鼻西方飛瀬頂上 17 同市蕨町折紙折紙鼻立岩 18 同市奈留町浦浦海岸標識A号 19 同市同町泊相の浦漁港新ターミナルフェリー岸壁標識(岸壁西端から東方岸壁沿いに82メートルのところ)	イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から0度1,000メートルのところ ハ 2と3を結んだ直線の中央のところ ニ 4から270度1,000メートルのところ ホ 5から90度500メートルのところ ヘ 6から90度1,000メートルのところ ト 7から125度1,000メートルのところ チ 8から180度1,000メートルのところ リ 9から180度1,000メートルのところ ヌ 10と11を結んだ直線の中央のところ ル 12と13を結んだ直線の中央のところ ヲ 14と15を結んだ直線の中央のところ ワ 16と17を結んだ直線の中央のところ カ 16から270度1,000メートルのところ ヨ 18から230度70メートルのところ タ 19から270度82メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 奈留町
五共 第19号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 伊福貴町 本寮町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ の各点を順次結んでイに至る各 直線と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 五島市本寮町田崎仏崎北端 2 同市同町田崎ココテ鼻東端 3 同市同町芦ノ浦鷹ノ鼻南端 4 同市伊福貴町草島南端 5 同市同町二子島西端 6 同市同町ツブラ島池尻鼻北端	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 1から90度1,500メートルのところ ハ 2から90度1,000メートルのところ ニ 3から135度1,000メートルのところ ホ 4から180度1,000メートルのところ ヘ 5から270度1,000メートルのところ ト 6から270度1,300メートルのところ チ 6から315度1,100メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 伊福貴町 本寮町

五共 第20号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 萩町 久賀町 田ノ浦町 猪之木町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市萩町折紙折紙鼻立岩 2 同市奈留町大串西黒瀬鼻西方トビ瀬頂上 3 同市萩町圓山赤崎鼻北東端 4 同市奈留町浦江上高万崎鼻西端 5 同市萩町福見早崎北東端 6 同市奈留町浦鈴之浦滑通鼻北西端 7 同市萩町外輪福見鼻東端 8 同市奈留町末津島西端 9 同市田ノ浦町黒崎平通瀬東端 10 同市同町黒崎平金剛崎南東端 11 同市平蔵町多々良島赤ハ工鼻東端 12 同市田ノ浦町丸山元の下丸山鼻南西端 13 同市平蔵町小田崎北端 14 同市田ノ浦町小浦田ノ浦崎南西端 15 同市戸岐町半泊小島頂上 16 同市田ノ浦町亀河原黒崎西端 17 同市戸岐町糸串鼻北端 18 同市猪之木町野首平瀬頂上 19 同市同町納屋ノ上玄魚鼻北端	イ 1と2を結んだ直線の中央のところ ロ 3と4を結んだ直線の中央のところ ハ 5と6を結んだ直線の中央のところ ニ 7と8を結んだ直線の中央のところ ホ 9から90度1.00メートルのところ ヘ 10と11を結んだ直線の中央のところ ト 12と13を結んだ直線の中央のところ チ 14と15を結んだ直線の中央のところ リ 16と17を結んだ直線の中央のところ ヌ 18から270度1.000メートルのところ ル 19から0度1.000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 しらうお四手網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 萩町 久賀町 田ノ浦町 猪之木町
五共 第21号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町と同市戸岐町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市岐宿町唐船之浦千鳥瀬黒崎鼻北西端 3 同市戸岐町間伏中ノ島頂上 4 同市同町間伏糸串鼻北端 5 同市田ノ浦町亀河原黒崎西端 6 同市戸岐町半泊小島頂上 7 同市田ノ浦町小浦田ノ浦崎南西端 8 同市平蔵町小田崎北端 9 同市田ノ浦町丸山元ノ下丸山鼻南西端 10 同市平蔵町多々良島赤ハ工鼻東端 11 同市田ノ浦町黒崎平金剛崎南東端 12 同市平蔵町屋根尾島東端 13 同市同町庖丁島南端 14 同市松山町大日山下トビ瀬	イ 2から0度500メートルのところ ロ 3から0度1.000メートルのところ ハ 4と5を結んだ直線の中央のところ ニ 6と7を結んだ直線の中央のところ ホ 8と9を結んだ直線の中央のところ ヘ 10と11を結んだ直線の中央のところ ト 10から90度500メートルのところ チ 12から90度500メートルのところ リ 13から180度500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町
五共 第22号	五島ふくえ漁業協同組合 外1名	長崎県 五島市 松山町 福江町 上大津町 下大津町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の8、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 五島市松山町大日山下トビ瀬 2 同市同町庖丁島南端 3 同市同町屋根尾島東端 4 同市嶽螺島北端 5 同市嶽螺島東岸平瀬頂上 6 同市嶽螺島南岸手代島南端 7 同市下大津町と同市長手町との最高高潮時海岸線における境界 8 同市松山町戸栗石切鼻南側海岸中鼻標識A号 9 同市下大津町くされ水海岸標識B号	イ 2から180度500メートルのところ ロ 3から90度500メートルのところ ハ 4から0度2.000メートルのところ ニ 5から90度2.000メートルのところ ホ 6から180度1.000メートルのところ ヘ 6と7を結んだ直線上7から2.150メートルのところ ト 8から125度30分85メートルのところ チ 8から93度108メートルのところ リ 8から126度407メートルのところ ヌ 8から123度562メートルのところ ル 8から122度30分697メートルのところ ヲ 8から117度30分776メートルのところ ワ 8から116度842メートルのところ カ 8から133度958メートルのところ ヨ 8から138度30分1.122メートルのところ タ 8から135度45分1.152メートルのところ レ 9から2度30分920メートルのところ ソ 9から358度905メートルのところ ツ 9から359度820メートルのところ ネ 9から0度30分783メートルのところ ナ 9から3度30分604メートルのところ ラ 9から10度15分83メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚建干網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 松山町 福江町 新港町 東浜町1~3丁目 武家屋敷1~3丁目 紺屋町 上大津町 下大津町

五共 第23号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 長手町 下崎山町 上崎山町 向町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市下大津町と同市長手町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市螺螺島南岸手代島南端 3 同市向町立島頂上 4 同市上崎山町と同市野々切町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1と2を結んだ直線上1から1,000メートルのところ ロ 3から0度1,400メートルのところ ハ 3から90度1,000メートルのところ ニ 3から180度1,000メートルのところ ホ 4から162度2,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 長手町 下崎山町 上崎山町 向町
五共 第24号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 野々切町 小泊町 浜町 増田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市上崎山町と同市野々切町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市小泊町カスラ鼻南西端 3 同市増田町と同市富江町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市富江町黒島カレホコの鼻東端	イ 1から162度2,000メートルのところ ロ 2と4を結んだ直線上4から1,700メートルのところ ハ 3から136度1,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 野々切町 字大笹 小泊町 浜町 増田町
五共 第25号	五島ふくえ漁業協同組合 外1名	長崎県 五島市 赤島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市赤島町鼻瀬北端 2 同市同町小坂部島北端 3 同市同町大坂部島大浦鼻西端 4 同市同町沖瀬南端 5 同市同町南崎北端	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度2,000メートルのところ ハ 3から270度1,000メートルのところ ニ 3から180度700メートルのところ ホ 4から180度1,000メートルのところ へ 5から90度1,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 赤島町
五共 第26号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 黄島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市黄島町黄島東端 2 同市同町黄島治鼻北端 3 同市同町美漁島西端	イ 1から90度800メートルのところ ロ 1から0度1,400メートルのところ ハ 2から315度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ ホ 3から180度900メートルのところ	第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 黄島町

五共 第27号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市富江町と同市増田町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市小泊町カスラカスラ鼻南西端 3 同市富江町黒島カレホコ鼻東端 4 同市同町黒島ビシャゴ鼻標識 5 同市同町岳笠山崎南端 6 同市同町黒瀬鯨瀬頂上 7 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 8 同市玉之浦町と同市富江町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から136度1,000メートルのところ ロ 3と2を結んだ直線上3から1,700メートルのところ ハ 3から90度1,000メートルのところ ニ 4から90度1,000メートルのところ ホ 5から180度1,000メートルのところ ヘ 6から180度1,000メートルのところ ト 7から90度1,500メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " 8/21~5/20 1/1~12/31 7/1~3/31 1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市富江町	
五共 第28号	五島漁業協同組合	長崎県五島市玉之浦町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町と同市富江町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 3 同市同町大宝力尾力尾鼻南端 4 同市同町玉之浦大瀬崎灯台 5 同市同町玉之浦鯛ノ鼻北西端 6 同市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸線における境界 7 同市三井楽町嵯峨島鯨崎突端	イ 2から90度1,500メートルのところ ロ 2から180度1,000メートルのところ ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 4から245度1,000メートルのところ ホ 5から270度1,000メートルのところ ヘ 6と7を結んだ直線上6から2,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 きびな待網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " 5/1~7/31 1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市玉之浦町	
五共 第30号	五島漁業協同組合	長崎県五島市三井楽町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、11の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町と同市三井楽町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市三井楽町嵯峨島鯨崎突端 3 同市同町嵯峨島南西端 4 同市同町嵯峨島沖の瀬頂上 5 同市同町嵯峨島黒瀬頂上 6 同市同町塩水長崎鼻突端 7 同市同町柏オトナ瀬頂上 8 同市同町浜の群牛泊千々見ノ鼻 9 同市同町浜の畦下段場赤瀬頂上 10 同市同町浜の畦浜の群旧外防波堤起点 11 同市三井楽町と同市岐宿町との最高高潮時海岸線における境界 12 同市岐宿町川原笠浦堂所鼻西端	イ 1と2を結ぶ直線上2から1,000メートルのところ ロ 2から180度1,000メートルのところ ハ 3から180度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ ホ 4から270度1,000メートルのところ ヘ 5から0度1,000メートルのところ ト 6から270度1,000メートルのところ チ 7から0度500メートルのところ リ 8から90度1,000メートルのところ ヌ 9から90度1,000メートルのところ ル 9から135度1,000メートルのところ ヲ 10と12を結んだ直線の中央のところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市三井楽町	
五共 第31号	五島漁業協同組合	長崎県五島市岐宿町地先	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の9、ヘ、10の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 五島市三井楽町浜の群下段場赤瀬頂上 2 同市同町浜の畦浜の群旧外防波堤起点 3 同市同町と同市岐宿町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市岐宿町川原笠浦堂所鼻西端 5 同市同町川原堂所仏崎北西端 6 同市同町川務八朔鼻北端 7 同市同町唐船之浦千鳥瀬黒崎鼻北西端 8 同市岐宿町唐船之浦と同市戸岐町との最高高潮時海岸線における境界 9 同市岐宿町岐宿県の藻場標識A号 10 同市同町岐宿迎之里海岸標識B号	イ 2と4を結んだ直線の中央のところ ロ 1から135度1,000メートルのところ ハ 5から0度1,000メートルのところ ニ 6から0度1,500メートルのところ ホ 7から0度500メートルのところ ヘ 9から90度160メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	五島市岐宿町	



						第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚建干網 第2種 しらうお四手網 第2種 雑魚小型定置	” ” ” 12/1～3/31 1/1～12/31				
五共 第32号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 姫島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町姫島観音崎北端 2 同市同町姫島南東端 3 同市同町姫島牛首ノ鼻西端	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から180度1,000メートルのところ ニ 3から270度1,000メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 あわび 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 ” ” ” ” ” ”	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 岐宿町	
五共 第33号	五島ふくえ漁業協同組合 外1名	長崎県 五島市 男女群島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市男女群島鮫瀬頂上 2 同市男女群島東風泊鼻 3 同市男女群島赤瀬頂上 4 同市男女群島馬丁岩頂上 5 同市男女群島真浦立神崎	イ 1から90度500メートルのところ ロ 1から135度500メートルのところ ハ 1から180度500メートルのところ ニ 1から225度500メートルのところ ホ 1から270度500メートルのところ ヘ 2から270度500メートルのところ ト 2から315度500メートルのところ チ 2から0度500メートルのところ リ 3から270度500メートルのところ ヌ 3から315度500メートルのところ ル 3から0度500メートルのところ ワ 4から45度500メートルのところ カ 4から90度500メートルのところ ク 5から135度500メートルのところ	第1種 とこぶし  第1種 いせえび  第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 ” ” ”	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	五島市 野々切町 宇大窪 小泊町 浜町 増田町 黄島町 富江町	
五共 第34号	浜申漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 宇杉ノ本 崎小路 崎山 須崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷ビジャゴ鼻 2 同郡同町同郷見附島沖ノ島南端 3 同郡同町同郷帆針崎南東端	イ 1から90度1,650メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 3から90度750メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 ” ” ” ” ” ” ” ”	平成28年11月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 (浜申 福見地区を 除く)	
五共 第35号	浜申漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 福見 奈良尾郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷帆針崎南東端 2 同郡同町同郷福見鼻東端トビ瀬 3 同郡同町同郷と同郡同郷奈良尾郷との最高高潮時海岸線における境界 4 同郡同町奈良尾郷佐尾鼻南端 5 同郡同町同郷と同郡同郷桐古里郷との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から90度750メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から180度1,000メートルのところ ニ 3から175度1,000メートルのところ ホ 4から90度500メートルのところ ヘ 4から180度500メートルのところ ト 5から180度1,000メートルのところ	第1種 とさかのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 ” ” ” ” ” ” ”	平成28年11月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 岩瀬浦郷 福見 奈良尾郷	
対共 第1号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、18の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の19、20の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 対馬市上対馬町と同市上乗町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市上対馬町大浦白浜崎西端 3 同市同町鯛浦三島灯台 4 同市同町鯛浦久の下崎北端 5 同市同町豊厚崎北端 6 同市同町泉舌崎東端 7 同市同町西泊殿崎北東端 8 同市同町富浦鶴ヶ崎南東端 9 同市同町唐舟志鷺ノ首崎東端 10 同市同町大増観音崎南端 11 同市同町五根緒大名人鼻北端 12 同市同町大増崎島南端 13 同市同町五根緒しらがおじ鼻北端 14 同市同町大増いのきばたけ西端 15 同市同町五根緒やまも崎北東端 16 同市同町大増杓子畑南東端 17 同市同町舟志もちごし鼻北端 18 同市同町大増と同市同町舟志との境界 19 同市同町比田勝港北岸標識A号 20 同市同町比田勝港南岸標識B号	イ 2から270度1,500メートルのところ ロ 3から290度2,500メートルのところ ハ 3から0度2,000メートルのところ ニ 3から50度3,000メートルのところ ホ 4から33度7,000メートルのところ ヘ 5から33度7,800メートルのところ ト 5から55度2,500メートルのところ チ 6から70度1,500メートルのところ リ 7から90度1,500メートルのところ ヌ 8から90度2,000メートルのところ ル 9から101度2,350メートルのところ ヲ 10と11を結ぶ直線の中央のところ ワ 12と13を結ぶ直線の中央のところ カ 14と15を結ぶ直線の中央のところ ヨ 16と17を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あまのり 第1種 おごり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1～12/31 ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鯛浦 大浦 河内	対馬市上対馬町富浦鶴崎南東端から90度の線以南においてはなまこを採捕してはならない

対共 第 2号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の9、10の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 対馬市上対馬町と同市上県町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市上対馬町大浦白浜崎西端 3 同市同町鰐浦三島灯台 4 同市同町鰐浦久の下崎北端 5 同市同町豊厚崎北端 6 同市同町泉舌崎東端 7 同市同町西泊殿崎北東端 8 同市同町富浦鶴ヶ崎南東端 9 同市同町比田勝港北岸標識A号 10 同市同町比田勝港南岸標識B号	イ 2から270度1,500メートルのところ ロ 3から290度2,500メートルのところ ハ 3から0度2,000メートルのところ ニ 3から50度3,000メートルのところ ホ 4から33度7,000メートルのところ ヘ 5から33度7,800メートルのところ ト 5から55度2,500メートルのところ チ 6から70度1,500メートルのところ リ 7から90度1,500メートルのところ ヌ 8から90度2,000メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 3/1~7/31 1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共 第 3号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 鬼崎 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦鬼崎北端	イ 1から313度1,450メートルのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共 第 4号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 豊厚崎 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町豊厚崎北端	イ 1から52度6,700メートルのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共 第 5号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 泉舌崎 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町泉舌崎東端	イ 1から90度2,800メートルのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	
対共 第 6号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 五根緒琴 声見 一重 小鹿 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、15の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町大増と同市同町舟志との境界 2 同市同町舟志もちごし鼻北端 3 同市同町大増杓子畑南東端 4 同市同町五根緒やまも崎北東端 5 同市同町大増いのきばたけ西端 6 同市同町五根緒しらがおじ鼻北端 7 同市同町大増高崎島南端 8 同市同町五根緒大名人鼻北端 9 同市同町大増観音崎南端 10 同市同町唐舟志鷺ノ首崎東端 11 同市同町五根緒塔ノ鼻東端 12 同市同町琴茂木崎南端 13 同市同町琴浅黄崎東端 14 同市同町小鹿松島頂上 15 同市同町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ニ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ホ 10から101度2,350メートルのところ ヘ 11から90度1,500メートルのところ ト 12から84度1,500メートルのところ チ 13から80度2,000メートルのところ リ 14から120度2,000メートルのところ ヌ 15から155度2,000メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 舟志 五根緒 琴 声見 一重 小鹿	①対馬市上対馬町五根緒名方浦大名人鼻突端から0度100メートルの点。 上対馬町五根緒赤崎突端から45度100メートルの点。 上対馬町五根緒浪あげ崎突端から90度100メートルの点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域内における第1種漁業わかめ、かじめ、ひじき、あまのり、ふのり、てんぐさ、あわび、とこぶし、さざえ、うにの採捕については上対馬町大増に居住する上対馬町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない ②対馬市上対馬町五根緒塔の鼻東端から90度の線以北においてはなまこを採捕してはならない

対共 第7号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 琴 声見 一重 小鹿 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒塔ノ鼻東端 2 同市同町琴浅黄崎東端 3 同市同町小松島頂上 4 同市同町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から90度1,500メートルのところ ロ 2から84度1,500メートルのところ ハ 3から80度2,000メートルのところ ニ 4から120度2,000メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 3/1~7/31 1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 舟志 五根緒 琴 声見 一重 小鹿	
対共 第8号	上対馬南漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志湾 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町富浦鶴ヶ崎南東端 2 同市同町唐舟志ノ首崎東端 3 同市同町五根緒塔ノ鼻東端	イ 1から90度2,000メートルのところ ロ 2から101度2,350メートルのところ ハ 3から90度1,500メートルのところ	第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " 3/1~7/31 1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜久須 大増 舟志 五根緒	
対共 第9号	峰町東部漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 3 同市峰町櫛銭島頂上 4 同市同町櫛立石 5 同市同町櫛えびす崎南端 6 同市同町と同市豊玉町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から155度2,000メートルのところ ロ 2から34度1,000メートルのところ ハ 3から180度100メートルのところ ニ 5から220度60メートルのところ ホ 6から102度130メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " 3/1~7/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 峰町 志多賀 佐賀 櫛	
対共 第10号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、3、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町と同市豊玉町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市峰町櫛えびす崎南端 3 同市同町櫛立石 4 同市同町櫛銭島頂上 5 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 6 同市同町塩浜白子崎東端	イ 1から102度130メートルのところ ロ 2から220度60メートルのところ ハ 4から180度100メートルのところ ニ 5から34度1,000メートルのところ ホ 6から90度2,500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " 1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 横浦 鍵川 曾 千尋藻	
対共 第11号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と6と7を結ぶ直線および最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町塩浜白子崎東端 2 同市美津島町鴨居瀬赤島祖父祖母崎北東端 3 同市同町鴨居瀬八点島東端 4 同市同町鴨居瀬黒島鼻東端 5 同市同町久須保と同市同町大船越との最高高潮時海岸線における境界 6 同市同町久須保万間瀬戸北岸南西端 7 同市同町久須保万間瀬戸南岸西端	イ 1から90度2,]500メートルのところ ロ 2から64度1,500メートルのところ ハ 3から90度1,500メートルのところ ニ 4から90度1,500メートルのところ ホ 5から156度1,500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " 3/1~7/31 1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越 賀谷 芦浦 久須保 犬吠 緒方	

対共 第12号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町糸瀬 美津島町 濃部 大山 地先	次の1と2、3と4、5と6を結ぶ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨甲崎南西端 2 同市同町嵯峨多田島北端 3 同市同町嵯峨多田島南端 4 同市美津島町島山小碓崎北端 5 同市同町大山馬渡西岸標識 6 同市同町大山馬渡東岸標識		第1種 おごり 第1種 ひとえぐさ 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 糸瀬 美津島町 濃部 大山	①えむしの採捕については豊玉町仁位、佐志賀、嵯峨、貝鮒、加志々、唐洲、廻、貝口、佐保、卯麦に住所を有する豊玉町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない ②美津島町濃部と小船越の境界かみごうえびす鼻から166度30分、63メートルの点同町長崎鼻と多田島の間の中間のふればん山北鼻の各点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域におけるひとえぐさ、いしまて、たこ漁業に限り美津島町小船越に居住する美津島町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない ③豊玉町壱郷浦におけるひとえぐさの採取については豊玉町嵯峨に居住する豊玉町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない
対共 第13号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 地先	次の1、イ、ロ、2を順次結んだ各直線及び3と4、5と6、7と8を結ぶ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保と同市同町大船越の東岸との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町大船越と同市同町難知の東岸との最高高潮時海岸線における境界 3 同市同町竹敷白蓮江崎北端 4 同市同町島山矢取崎東端 5 同市同町島山馬渡西岸標識 6 同市同町大山馬渡東岸標識 7 同市同町久須保方関瀬戸北岸南西端 8 同市同町久須保方関瀬戸南岸西端	イ 1から156度1、500メートルのところ ロ 2から171度1、400メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばい 第1種 うに 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 美津島町 大船越	

対共 第14号	美津島町高浜漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 美津島町 樽ヶ浜 地先	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と5と6、7と8を結ぶ各直線および最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の9、10の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 対馬市美津島町洲瀬血浦鼻北端 2 同市同町雑知浦島北西端 3 同市同町竹敷志々加島北西端 4 同市同町島山黒崎島うのとまり瀬鼻西端 5 同市同町島山黒崎島北端 6 同市同町島山えんせど崎北西端 7 同市同町島山矢取崎東端 8 同市同町竹敷白蓮江崎北端 9 同市同町雑知樽ヶ浜海岸標識A号(東海岸) 10 同市同町雑知樽ヶ浜海岸標識B号(西海岸)		第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	対馬市 美津島町 雑知 島山 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦
対共 第15号	美津島町高浜漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町雑知と同市同町大船越の東岸との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町と同市厳原町の東岸との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から171度1、400メートルのところ ロ 2から119度1、500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	対馬市 美津島町 雑知 根緒
対共 第16号	厳原町漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 厳原町東岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の3、ハ、ホ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 対馬市美津島町と同市厳原町の東岸との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町久田虎崎北端 3 同市同町西里西防波堤付根 4 同市同町那良崎東海岸標識A 5 同市同町虎崎東海岸標識B	イ 1から119度1、500メートルのところ ロ 2から90度1、000メートルのところ ハ 3から55度600メートルのところ ニ 4から158度550メートルのところ ホ 5と2を結ぶ直線上ニから35メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	対馬市 厳原町 曲 東里 北里 南室 小浦



対共 第23号	美津島町漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 美津島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、12の各点を順次結んだ各直線、13と14を結ぶ直線および15、16、17、18の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市厳原町と対馬市美津島町の西岸との最高高潮時海岸線における境界(みずたれ) 2 対馬市美津島町今里コッテ一崎北西端 3 対馬市同町今里郷崎北西端 4 対馬市豊玉町廻たたま石 5 対馬市同町貝船一重崎南端 6 対馬市美津島町昼ヶ浦有蘭鼻北端 7 対馬市豊玉町貝船明崎南端 8 対馬市美津島町島山明瀬鼻北端 9 対馬市豊玉町貝船明崎南端 10 対馬市美津島町島山福畑鼻北端 11 対馬市豊玉町嵯峨多田島南端 12 対馬市美津島町島山小碓崎北端 13 対馬市同町島山えんせど崎北西端 14 対馬市同町島山黒崎島北端 15 対馬市同町島山黒崎島うのとまり瀬鼻西端 16 対馬市同町竹敷志々加島北西端 17 対馬市同町口和浦島北西端 18 対馬市同町洲藻血浦鼻北端	イ 1から264度1、500メートルのところ ロ 2から260度1、500メートルのところ ハ 3から270度1、500メートルのところ ニ 4から241度30分2、250メートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ へ 7と8を結ぶ直線の中央のところ ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ チ 11と12を結ぶ直線上12から320メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 美津島町 尾崎 今里 加志 箕形 吹崎 昼ヶ浦 黒瀬 竹敷 島山 洲藻	① 8、へ、ト、チ、12の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域内の第1種漁業ひとえぐさ、わかめ、あまのりの採取については豊玉町漁業協同組合員のうち浅海地区組合員の入漁を拒んではない ② 1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域内の雑魚磯刺網漁業の操業については厳原町漁業協同組合阿連地区組合員の入漁を拒んではない
対共 第24号	美津島町漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 美津島町 今里 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町今里コッテ一崎南西端	イ 1から223度1、900メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 美津島町 尾崎 今里 加志 箕形 吹崎 昼ヶ浦 黒瀬 竹敷 島山 洲藻	
対共 第25号	美津島町漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 美津島町 今里郷崎 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町今里郷崎灯台	イ 1から232度1、500メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 美津島町 尾崎 今里 加志 箕形 吹崎 昼ヶ浦 黒瀬 竹敷 島山 洲藻	
対共 第26号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 浅茅湾側 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、9を順次結んだ各直線、10と11を結ぶ直線及び12、13を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨と対馬市同町唐洲との最高高潮時海岸線における境界 2 対馬市同町貝船一重崎南端 3 対馬市美津島町昼ヶ浦有蘭鼻北端 4 対馬市豊玉町貝船明崎南端 5 対馬市美津島町島山明瀬鼻北端 6 対馬市豊玉町貝船明崎南端 7 対馬市美津島町島山福畑鼻北端 8 対馬市同町島山小碓崎北端 9 対馬市豊玉町嵯峨多田島南端 10 対馬市同町嵯峨多田島北端 11 対馬市同町嵯峨甲崎南西端 12 対馬市同町佐志賀黒島戸しりたて崎東端 13 対馬市同町佐志賀御前鼻南端	イ 1から175度2、325メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ニ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ホ 8と9を結ぶ直線上8から320メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご 第1種 ふのり 第1種 かき 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝船 佐志賀 唐洲のうち旧宇加志々	

対共 第27号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保 地先	次の1と2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の3、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 対馬市豊玉町佐志賀黒島瀬戸しりたて崎東端 2 同市同町佐志賀御前鼻南端 3 同市同町仁位ハロウ崎西岸標識A(護岸南付根から北方護岸扱いに25メートルのところ) 4 同市同町仁位ハロウ崎護岸標識B(仁位港護岸角から西方護岸扱いに24メートルのところ) 5 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識C(仁位港防波堤付根から北方護岸扱いに26メートルのところ) 6 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識D(護岸排水口から南方護岸扱いに11メートルのところ)	イ 3から245度130メートルのところ ロ 4から140度70メートルのところ ハ 5から110度100メートルのところ ニ 6から65度70メートルのところ	第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 貝口 佐志賀 仁位 嵯峨 貝附
対共 第28号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 廻 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨と同市同町唐洲との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町廻たみ石	イ 1から175度2、325メートルのところ ロ 2から241度30分2、250メートルのところ ハ 2から270度1、500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 なまこ 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 唐洲 廻 佐志賀 嵯峨 貝附
対共 第29号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 牛島 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町廻牛島頂上	イ 1から264度1、700メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝附
対共 第30号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 西岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町廻たみ石 2 同市同町小網中の島北端 3 同市同町と同市峰町の西岸との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から270度1、500メートルのところ ロ 2から300度1、500メートルのところ ハ 3から277度3、650メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 銘 田 小網 大網 志多浦 佐保 貝口 唐洲 廻 卯麦
対共 第31号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 いやり崎 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲いやり崎北西端	イ 1から(山見法による)333度の線と対馬市美津島町郷崎山頂第2山目と同市豊玉町廻小松崎見通とが交わるころ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 豊玉町 廻 唐洲



対共 第32号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 西岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町と対馬市峰町の西岸との最高高潮時海岸線における境界 2 対馬市峰町木坂彦崎西端 3 対馬市同町と対馬市上県町の西岸との最高高潮時海岸線における境界(又右衛門鼻)	イ 1から277度3、650メートルのところ ロ 2から280度1、500メートルのところ ハ 3から290度1、500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " 3/1~7/31 1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 峰町 青海 木坂 津柳 狩尾 三根 吉田 賀佐	
対共 第33号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 西岸 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町田丸島南西端	イ 対馬市峰町賀佐たけなし山頂と1を見通す直線1から3、150メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 峰町 狩尾 木坂 青海 賀佐 吉田 三根 津柳 豊玉町 大綱 小綱 田 銘 志多浦	
対共 第34号	上県町漁業協同組合 外1名	長崎県 対馬市 上県町 仁田 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町と対馬市上県町の西岸との最高高潮時海岸線における境界 2 対馬市上県町の浜田里生崎北端 3 対馬市同町志多留と対馬市同町佐渡との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から290度1、500メートルのところ ロ 2から250度2、000メートルのところ ハ 3から281度1、500メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 志多留 伊奈 越高 御園 犬ヶ浦 鹿見 久原 女連 櫻滝	
対共 第35号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 女連 ミツヅロ鼻 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上県町女連ミツヅロ鼻畑横識	イ 1から287度2、000メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	
対共 第36号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 志多留 立石 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留立石	イ 1から230度2、000メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 犬ヶ浦 御園 櫻滝 鹿見 久原 女連	
対共 第37号	伊奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 志多留 字刈生 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留田里生崎 2 対馬市同町志多留字刈生ウノセ鼻	イ 1から6度の直線と2から287度の直線とが交わるのところ	第3種 ぶり飼付	8/1~1/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 伊奈 志多留 越高	

対共 第38号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 佐護 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留と同市同町佐護との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町佐護神崎北端 3 同市同町湊魚瀬北端 4 同市同町佐須奈とろく崎北西端 5 同市上対馬町と同市上県町との最高高潮時海岸線における境界 6 同市上対馬町大浦白浜崎突端 7 同市上県町佐須奈海岸標識A号 8 同市同町佐須奈大地浦外鼻突端	イ 1から281度1、500メートルのところ ロ 2から300度1、500メートルのところ ハ 3から350度1、500メートルのところ ニ 4から350度1、500メートルのところ ホ 6から270度1、500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " 3/1～7/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護
対共 第39号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐護 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上県町佐護神崎灯台	イ 1から230度2、300メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護
対共 第40号	佐須奈漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 地先	次のイを中心とする半径300メートルの円周によって囲まれた区域	1 対馬市上県町佐須奈とろく崎突端	イ 1から331度4、000メートルのところ	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護
南共 第1号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町から 雲仙市 国見町土黒に至る 地先	次の1とイを結ぶ今里川の中央線及びイ、ロ、4を結ぶ直線、4から5に至る最高高潮時海岸線、5から6に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、6と7を結ぶ直線、7から8に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、8と9を結ぶ直線、9から10に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、10から11に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結ぶ直線の中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻国道207号線護岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 4 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理理立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) 5 同市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 6 潮受堤防南部排水門東側南端 7 潮受堤防南部排水門東側北端 8 潮受堤防北部排水門東側南端 9 潮受堤防北部排水門東側北端 10 諫早市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) 11 同市小長井町小長井港南防波堤付根 12 同市同町小長井港北防波堤付根	イ 2と3を結ぶ直線上 2から62メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上 2から77メートルのところ	第1種 あかがい 第1種 うみたけ 第1種 かき 第1種 さるぼう 第1種 たいらぎ 第1種 にし 第1種 はいがい 第1種 ばい 第1種 たこ 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚もじ網 第2種 雑魚手押網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町 国見町 神代 土黒

南共 第 2号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 高来町 湯江 金崎 地先	次の1とイを結ぶ今里川の中央線、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、10の各点を順次結んだ各直線、10から9に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、9と8を結ぶ直線、8から7に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、7から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、12と13を結ぶ直線の中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻、国道207号線崖岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 4 諫早市小長井町井崎長瀬海瀬岬南西端 5 同市同町小河原浦帆船南端 6 同市同町大峰長里里干拓南東端 7 同市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) 8 潮受堤防北部排水門東側北端 9 潮受堤防北部排水門東側南端 10 潮受堤防外側標識(7から潮受堤防沿いに560メートルのところ) 11 雲仙市国見町土黒多比良新港北防波堤標識(同防波堤外側付根から同防波堤沿いに67メートルのところ) 12 諫早市小長井町小長井港北防波堤付根 13 同市同町小長井港南防波堤付根	イ 2と3を結ぶ直線上 2から62メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上 2から77メートルのところ ハ ロと11を結ぶ直線 上口から1,788メートルのところ ニ 4から130度60 0メートルのところ ホ 5から180度1, 000メートルの ところ ヘ 6から150度50 0メートルのところ	第1種 あげまき 第1種 あさり 第2種 雑魚小型定置 第1種 まてがい 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 小長井町
南共 第 3号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 吾妻町 平江名 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線、7から2に至る最高高潮時海岸線、2から1に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 潮受堤防外側標識(2から潮受堤防沿いに540メートルのところ) 2 雲仙市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 3 同市同町守山トンク石 4 同市同町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界 5 同市瑞穂町伊福と同市同町西郷との最高高潮時海岸線における境界 6 同市同町西郷伊古崎突端 7 同市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界	イ 3から310度50 0メートルのところ ロ 4から340度50 0メートルのところ ハ 5から310度50 0メートルのところ ニ 6から330度50 0メートルのところ ホ 6から0度500メ ートルのところ ヘ 7から0度1,00 0メートルのところ	第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 瑞穂町
南共 第 4号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 神代 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市国見町神代東里名大津鼻南東標識(大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートルのところ)	イ 1から0度1,00 0メートルのところ ロ 2から0度1,00 0メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 あさり 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 国見町 神代
南共 第 5号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 土黒 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4と5を結ぶ直線、5から6に至る防波堤、6と7を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 雲仙市国見町神代東里名大津鼻南東標識(大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートルのところ) 2 同市同町土黒尾茂鼻 3 同市同町土黒土黒川河口波止付根 4 同市同町多比良港北防波堤突端 5 同市同町多比良港防波堤(D)北端 6 同市同町多比良港防波堤(D)南端 7 同市同町多比良港南防波堤突端	イ 1から0度1,00 0メートルのところ ロ 2から0度1,00 0メートルのところ ハ 3から54度1,1 00メートルの ところ ニ 3から125度14 0メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網 第1種 おごのり 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 国見町 土黒

南共 第 6号	有明漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町土黒土黒川河口波止付根 2 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から125度140メートルのところ ロ 1から54度1.100メートルのところ ハ 2から50度1.000メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 国見町 多比良
南共 第 7号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし湯江川における河川との境界は湯江橋下流端とする	1 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高潮時海岸線における境界 2 島原市有明町湯江と同市同町大三東との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から50度1.000メートルのところ ロ 2から50度1.000メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	島原市 有明町 湯江
南共 第 8号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市有明町湯江と同市同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有明町と同市洗切町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から50度1.000メートルのところ ロ 2から70度1.500メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	島原市 有明町 大三東
南共 第 9号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市有明町と同市洗切町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大手原町大手原下標識 3 同市同町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から70度2.000メートルのところ ロ 3から75度2.000メートルのところ ハ 3から75度1.150メートルのところ ニ 2から72度30分1.120メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 あさり 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 定置あんこう網 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網	1/1~12/31 " " " " " " 3/1~6/30 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 亀ノ甲町 津吹町 中野町

南共 第10号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 (有明町および洗切町 三会町 御手水町 大手原町を除く) 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、水無川における河川との境界は8と9を結んだ直線とする ただし、4、ニ、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結ぶ直線及び4から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市大手原町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市島原灯台 3 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 4 島原市新湊観音島標識(島原港マイナス5メートル岸壁北側基部より半径60メートルの円が観音島海岸と交わる場所) 5 同市新湊口形島北防波堤東突端 6 同市新湊口形島南防波堤東突端 7 同市新湊入江北東方標識(国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所敷地南東端) 8 同市水無川北岸標識 9 同市水無川南岸標識	イ 1から75度1,000メートルのところ ロ 2から130度2,000メートルのところ ハ 3から100度1,500メートルのところ ニ 4から120度の直線と5から30度の直線が交わる場所	第1種 あまのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	島原市 (有明町および洗切町 三会町 御手水町 大手原町 亀ノ甲町 津吹町 中野町を除く)	
南共 第11号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 2 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から100度1,500メートルのところ ロ 2から105度1,000メートルのところ	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 深江町	
南共 第12号	布津町漁業協同組合	長崎県 南島原市 布津町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市布津町大崎名大崎鼻東端 3 同市同町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から105度1,000メートルのところ ロ 2から90度1,000メートルのところ ハ 2から140度1,500メートルのところ ニ 3から160度1,500メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 布津町	南島原市布津町大崎名大崎鼻東端から90度の直線以北の区域においてはたこ漁業(かごを使用するものに限る)及び雑魚かご漁業を行ってはならない
南共 第13号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 原尾 大苑 石田 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市布津町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から160度1,500メートルのところ ロ 2から160度1,500メートルのところ	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 かにかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田	

南共 第14号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 2 同市有家町と同市西有家町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から160度1、500メートルのところ ロ 2から160度1、500メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川
南共 第15号	西有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 西有家町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南島原市有家町と同市西有家町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市西有家町と同市北有家町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市西有家町須川港標識A号 4 同市同町須川港標識B号	イ 1から160度1、500メートルのところ ロ 2から150度1、500メートルのところ ハ 3から220度240メートルのところ ニ 4から166度360メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 あなごかご	1/1～12/31 " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 西有家町
南共 第16号	西有家町漁業協同組合 外1名	長崎県 南島原市 北有家町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市西有家町と同市北有家町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市南有家町有馬干拓東側標識	イ 1から150度1、500メートルのところ ロ 2から160度1、550メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 西有家町 南有家町
南共 第17号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 南有家町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市南有家町有馬干拓東側標識 2 同市同町駒崎鼻先端 3 同市同町小屋岬東端(沖瀬の対岬) 4 同市同町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から160度1、550メートルのところ ロ 2から180度2、000メートルのところ ハ 3から180度1、500メートルのところ ニ 4から176度1、500メートルのところ	第1種 いぎす 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 あなごかご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 南有家町
南共 第18号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南島原市南有家町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市口之津町瀬崎南端 3 同市同町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市口之津町栄町十八銀行敷地北角標識 5 同市同町口之津港海岸線標識(4から22度の直線が最高高潮時海岸線と交わるのところ)	イ 1から176度1、500メートルのところ ロ 2から180度2、000メートルのところ ハ 2から225度2、000メートルのところ ニ 3から240度2、000メートルのところ ホ 4から54度240メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 口之津町
南共 第19号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 加津佐町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市加津佐町岩戸西端 3 同市同町権田鼻 4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から240度2、000メートルのところ ロ 2から270度2、000メートルのところ ハ 3から270度2、000メートルのところ ニ 4から270度2、000メートルのところ	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	南島原市 加津佐町

南共 第20号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界 2 雲仙市南串山町国崎半島西端 3 同市同町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から270度2,000メートルのところ ハ 2から0度2,000メートルのところ ニ 3から315度2,000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご 第2種 いかかご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 南串山町
南共 第21号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 地先 (鬼池出しの曾根)	イを中心とする半径200メートルの円周によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町国崎半島西端	イ 1から250度1,900メートルのところ	第3種 つきいそ	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 南串山町
南共 第22号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 平曾根 地先	イを中心とする半径250メートルの円周によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町国崎半島西端	イ 1から0度4,230メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 南串山町
南共 第23号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 小浜町 飛子 金浜 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市小浜町金浜と同市同町南木指との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から315度2,000メートルのところ ロ 2から315度2,000メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご 第2種 いかかご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 小浜町 飛子 金浜
南共 第24号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 北木指 南木指 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 雲仙市小浜町金浜と同市同町南木指との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町富津弁天崎 3 同市同町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市小浜町海岸標識A(小浜港南防波堤南側付根から南西海岸沿いに50メートルのところ) 5 同市同町海岸標識B(小浜港北防波堤北側付根)	イ 1から315度2,000メートルのところ ロ 2から240度2,000メートルのところ ハ 3から270度2,000メートルのところ ニ 4から347度65メートルのところ ホ 5から280度30メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご 第2種 いかかご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 北木指 南木指

南共 第25号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 千々石町 愛野町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、千々石川における河川との境界は千々石橋下流端とする	1 雲仙市小浜町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界 2 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界	イ 1から270度2,000メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばかがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 なまこ 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご 第2種 いかかご 第2種 かにかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	雲仙市 千々石町 愛野町	
南共 第26号	橘湾東部漁業協同組合 外1名	長崎県 諫早市 森山町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市森山町大字唐比西字湯堀地先亀石	イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から180度2,000メートルのところ	第1種 もずく 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 森山町 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 雲仙市 千々石町 愛野町	
南共 第27号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 有喜町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市森山町唐比西湯堀地先亀石 2 同市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から180度2,000メートルのところ ロ 2から145度3,000メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町	
南共 第28号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 下釜 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市飯盛町後田向島頂上 3 同市同町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界(番田川)	イ 1から145度3,000メートルのところ ロ 2から135度2,700メートルのところ ハ 3から180度2,000メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 飯盛町 下釜 後田	





南共 第33号	長崎市茂木漁業協同組合	長崎県 長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 茂木町 宮指町 大崎町 千々町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市潮見町と同市太田尾町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大崎町大崎鼻南東端 3 同市千々町と同市藤田尾町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市茂木町海岸標識A号 5 同市同町海岸標識B号	イ 1から140度2、900メートルのところ ロ 2から120度1、500メートルのところ ハ 3から150度1、500メートルのところ ニ 4から115度350メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 千々町 茂木町 宮指町 大崎町	
南共 第34号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市千々町と同市藤田尾町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から150度1、500メートルのところ ロ 2から135度1、500メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 くるまえび刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町	
南共 第35号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と13の点を結ぶ直線12と14の点を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市野母崎榊島町榊島東端 3 同市同町榊島口ノ鼻突端 4 同市野母町野母大立榊島頂上 5 同市同町野母崎突端 6 同市同町野母這ノ角突端 7 同市同町と同市南越町との最高高潮時海岸線における境界 8 同市高島町端島南端 9 同市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時海岸線における境界 10 同市高島町二子鼻南端 11 同市脇岬町脇岬海岸標識A号 12 同市同町脇岬海岸標識B号 13 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧東端 14 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧西端	イ 1から135度1、500メートルのところ ロ 2から90度1、500メートルのところ ハ 3から180度1、500メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から2、260メートルのところ ホ 5から180度2、000メートルのところ ヘ 6から270度2、000メートルのところ ト 7と8を結ぶ直線上7から2、000メートルのところ チ 9と10を結ぶ直線上9から2、000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町	
南共 第36号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 野母町 三ツ瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市野母町三ツ瀬平三ツ瀬頂上	イ 1から45度2、000メートルのところ ロ 1から80度3、000メートルのところ ハ 1から110度1、500メートルのところ ニ 1から180度1、000メートルのところ ホ 1から270度1、000メートルのところ ヘ 1から0度1、000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町	
南共 第37号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 高島町 端島 中ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市高島町端島南端 2 同市同町中ノ島南端 3 同市同町中ノ島北端	イ 1から270度500メートルのところ ロ 1から180度500メートルのところ ハ 2から90度500メートルのところ ニ 3から0度500メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町	

南共 第38号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 高島町 高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、5、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市高島町小島岩頂上 2 同市同町力キ瀬西端 3 同市同町二子鼻南端 4 同市同町海水浴場護岸東端(港湾護岸堤北端) 5 同市同町高島港標識A号 6 同市同町高島港標識B号	イ 1から0度1.50 0メートルのところ ロ 4から90度1.0 00メートルのところ ハ 3から180度1. 000メートルのと ころ ニ 2から270度2. 000メートルのと ころ ホ 5から120度45 0メートルのところ ヘ 6から40度100 メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 高島町 高島	長崎市みなと漁業協同組合のうち旧長崎市東部、旧長崎市深堀及び野母崎三和(蚊焼地区)漁業協同組合員のいせえび漁業(刺網を使用するものに限る)、たこ漁業(かごを使用するものに限る)及び第2種共同漁業権の入漁を拒んではならない
南共 第39号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 蚊焼町 晴海台町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市晴海台町と同市大籠町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市高島町小島岩頂上 4 同市同町二子鼻南端	イ 1と4を結ぶ直線上 1から2.000メ ートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上 2から3.000メ ートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 蚊焼町 晴海台町	
南共 第40号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 深堀町 大籠町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市晴海台町と同市大籠町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市高島町小島岩頂上 3 同市香焼町横島頂上 4 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) 5 同市同町梅ノ木鼻北東端 6 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ)	イ 1と2を結ぶ直線上 1から3.000メ ートルのところ ロ 3から180度50 0メートルのところ ハ 4から93度710 メートルのところ ニ 5から90度250 メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 深堀町 大籠町	
南共 第41号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 香焼町 地先	次の1、2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、12の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市香焼町馬手ヶ浦榎鼻護岸標識 2 同市同町沖ノ岸台島北東端 3 同市同町沖ノ岸台島西端 4 同市同町雀島西端 5 同市伊王島町沖ノ島舵掛鼻東端 6 同市香焼町辰ノ口湾南側突端標識 7 同市伊王島町沖ノ島幸尻ノ鼻東端 8 同市香焼町裸瀬頂上 9 同市同町横島頂上 10 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) 11 同市同町梅ノ木鼻北東端 12 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ)	イ 2から5度30分1 40メートルのと ころ ロ 3から5度30分3 00メートルのと ころ ハ 3から5度30分8 00メートルのと ころ ニ 4から0度1.80 0メートルのと ころ ホ 4と5を結ぶ直線 上の中央のと ころ ヘ 6と7を結ぶ直線 上の中央のと ころ ト 8から270度50 0メートルのと ころ チ 9から180度50 0メートルのと ころ リ 10から93度71 0メートルのと ころ 又 11から90度25 0メートルのと ころ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 香焼町	①旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内及び伊王島灯台と香焼町陰の尾島灯台を結ぶ直線より以北の海面においては第2種共同漁業を営んではならない ②長崎市みなと漁業協同組合のうち旧長崎市東部漁業協同組合員及び旧長崎市深堀漁業協同組合員の第1種共同漁業の入漁を拒んではならない ③日本電信電話株式会社の敷設した海底線を中心として巾60メートルの区域において、同株式会社が行なう工事を拒み又は妨げてはならない 尚この区域においては、やす又はこれに類する漁具を用いて作業してはならない ④旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内においては船舶の航行又ははいて船を妨げてはならない

南共 第42号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 伊王島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市伊王島町外ノ平瀬頂上 2 同市同町沖ノ島幸尻の鼻東端 3 同市香焼町辰ノ口湾南側突端標識 4 同市伊王島町沖ノ島舵掛鼻東端 5 同市香焼町雀島西端 6 同市伊王島町伊王島真鼻西端 7 同市香焼町裸瀬頂上	イ 1から270度1,000メートルのところ ロ 7から270度500メートルのところ ハ 2と3を結んだ直線の中央のところ ニ 4と5を結んだ直線の中央のところ ホ 5から0度1,800メートルのところ ヘ 6から0度200メートルのところ ト 6から270度200メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 かにかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 伊王島町	長崎市みなと漁業協同組合のうち旧長崎市東部漁業協同組合員及び旧長崎市深堀漁業協同組合員の第1種共同漁業の入漁を拒んではならない
南共 第43号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線、3、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線及び1から5、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識1号 2 同市同町高鉾島西端 3 同市同町同島東端 4 同市木鉢町皇后島東端 5 同市神ノ島町神ノ島船溜り南側防波堤標識	イ 1から195度19メートルのところ ロ 1から165度30分56メートルのところ ハ 1から170度30分81メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から580メートルのところ ホ 3から17度30分540メートルのところ ヘ 3から15度30分685メートルのところ ト 5から51度30分175メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町	
南共 第44号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 神ノ島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識2号(四郎ヶ島標識1号から257度30分10メートルのところ) 2 同市同町中島南端 3 同市同町松島南端 4 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(同護岸北角より南方海岸沿いに317メートルのところ) 5 同市同町墓の下鼻北西端	イ 1から195度14.5メートルのところ ロ 1から227度45分53メートルのところ ハ 1から221度45分77メートルのところ ニ 2から180度100メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 4から270度2,480メートルのところ ト 4から270度220メートルのところ チ 4から260度30分220メートルのところ リ 5から357度515メートルのところ ヌ 5から289度210メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町	

南共 第45号	長崎市福田漁業協同組合	長崎県 長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の3、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、カ、ヨ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および7、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地護岸北角 2 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(1より南方海岸沿いに317メートルのところ) 3 同市小江町水垂標識 4 同市同町立目崎瀬東端 5 同市同町立目崎標識 6 同市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 7 同市福田本町標識A 8 同市同町標識B(7から103度30分218メートルのところ)	イ 1から311度220メートルのところ ロ 2から270度205メートルのところ ハ 2から270度2.480メートルのところ ニ 6から230度1.500メートルのところ ホ 3から291度30分105メートルのところ ヘ 3から257度30分425メートルのところ ト 3から280度500メートルのところ チ 3から303度500メートルのところ リ 4から103度30分340メートルのところ ヌ 4から98度275メートルのところ ル 4から82度30分275メートルのところ ワ 4から54度160メートルのところ カ 4から136度30分195メートルのところ ヨ 5から145度240メートルのところ タ 7から200度30分162メートルのところ レ 7から172度451メートルのところ ソ 7から155度542メートルのところ ツ 7から145度536メートルのところ ネ 7から134度460メートルのところ ナ 7から129度478メートルのところ ラ 7から104度30分267メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町	
南共 第46号	長崎市新三重漁業協同組合	長崎県 長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 多以良町 京治 三京町 三重町 畦町 椹山町 三重田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域なお、三重川における河川との境界は立石橋下流端とするただし、4、ニ、ホ、ヘ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市神楽島の西端穴の口長瀬標識 3 同市永田町と同市三重田町との最高高潮時海岸線における境界 4 長崎市多以良町沖平標識 5 同市三京町初先鼻標識	イ 1から230度1.500メートルのところ ロ 2から240度1.000メートルのところ ハ 3から230度1.500メートルのところ ニ 4から297度15分1.065メートルのところ ホ 4から294度30分1.460メートルのところ ヘ 5から150度505メートルのところ	第1種 おごり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 四杖町 園田町 京治 歌刈町 三重町 松崎町 三重田町 椹山町 畦町 三京町 さくらの里 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多以良町	
南共 第47号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 永田町 下黒崎町 西出津町 東出津町 赤首町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市三重田町と同市永田町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市赤首町と同市下大野町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から230度1.500メートルのところ ロ 2から260度2.350メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 永田町 上黒崎町 下黒崎町 西出津町 東出津町 新牧野町 赤首町	

南共 第48号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 下大野町 上大野町 神浦夏井町 神浦向町 神浦江川町 神浦下道徳町 神浦口福町 池島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8、ラ、9の各点を順次結んだ各直線と10、11の点を結んだ直線及び9から10、11から8に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市赤首町と同市下大野町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市神浦口福町母子島南東端 3 同市同町母子島北端 4 同市池島町池島北端 5 同市同町池島西端 6 同市同町大ヒキ島西端 7 長崎市神浦口福町と西海市大瀬戸町雪浦小松郷との最高高潮時海岸線における境界 8 長崎市神浦江川町神浦海岸標識A号 9 同市神浦向町神浦港南防波堤標識A(南防波堤付根から防波堤治いに418メートルのところ) 10 同市同町神浦港南防波堤標識B 11 同市同町神浦海岸標識B(神浦向町)	イ 1から260度2、350メートルのところ ロ 2から180度500メートルのところ ハ 5から180度1、000メートルのところ ニ 5から180度2、550メートルのところ ホ 6から180度1、800メートルのところ ヘ 6から270度1、500メートルのところ ト 6から340度2、500メートルのところ チ 5から270度1、000メートルのところ リ 5から0度2、000メートルのところ ヌ 4から0度1、500メートルのところ ル 3と7を結ぶ直線上7から2、000メートルのところ ラ 9から52度30分205メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " 4/1～12/31 1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 下大野町 上大野町 神浦夏井町 神浦向町 神浦江川町 神浦下道徳町 神浦上道徳町 神浦口福町 神浦北中尾町 池島町	長崎市池島町池島西端から180度1、000メートルの点と同島西端から270度1、000メートルの点を結ぶ直線から以西の区域については、西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷、瀬戸西濱郷、瀬戸福島郷、瀬戸樫浦郷、瀬戸板浦郷に住所を有する大瀬戸町漁業協同組合員のほこつき漁業の入漁を拒んではならない
南共 第49号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 雪浦小松郷 雪浦下郷 雪浦下釜郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市神浦口福町と西海市大瀬戸町雪浦小松郷との最高高潮時海岸線における境界 2 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬戸東浜郷との最高高潮時海岸線における境界 3 同市同町瀬戸福島郷頭島頂上 4 長崎市神浦口福町母子島北端	イ 1と4を結ぶ直線上1から2、000メートルのところ ロ 3から180度700メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 大瀬戸町 雪浦下郷 雪浦上郷 雪浦河通郷 雪浦下釜郷 雪浦小松郷	
南共 第50号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸西濱郷 瀬戸樫浦郷 瀬戸板浦郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8と9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域及び10と11の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬戸東濱郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町瀬戸福島郷頭島頂上 3 同市同町同郷立瀬頂上 4 同市同町松島外郷口ワタシの鼻東端 5 同市同町同郷五ヶ島北東端 6 同市同町瀬戸福島郷臼瀬頂上 7 同市同町鴨崎南西端 8 同市同町瀬戸樫浦郷長浜神社島居前護岸標識(石油スタンド角) 9 同市同町瀬戸福島郷防波堤突端 10 同市同町焼島東端 11 同市同町焼島対岸標識B号	イ 2から180度700メートルのところ ロ 3と4を結んだ直線の中央のところ ハ 5と6を結んだ直線の中央のところ ニ 7から270度800メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸西濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸樫浦郷 瀬戸板浦郷	
南共 第51号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 松島 地先	次の10、ラ、ワ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イ、ル、ヌ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 3 同市同町松島外郷ソノ瀬頂上 4 同市同町同郷広瀬鼻南西端 5 同市同町同郷口ワタシの鼻東端 6 同市同町瀬戸福島郷立瀬頂上 7 同市同町松島外郷五ヶ島北東端 8 同市同町瀬戸福島郷臼瀬頂上 9 同市同町松島内郷丸子島突端(標柱No.1) 10 同市同町同郷ダンコノ浜突端(標柱No.2) 11 同市同町同郷日切浜消波堤北端 12 同市同町同郷日切浜消波堤南端	イ 1から270度800メートルのところ ロ 2から90度1、000メートルのところ ハ 2から0度1、000メートルのところ ニ 2から270度1、000メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 4から180度700メートルのところ ト 4から135度700メートルのところ チ 5と6を結ぶ直線の中央のところ リ 7と8を結ぶ直線の中央のところ ヌ 9から350度400メートルのところ ル 2から90度1、300メートルのところ ラ 10から50度150メートルのところ ワ 10から25度250メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 大瀬戸町 松島内郷 松島外郷	長崎市京泊、畝刈町、三重町、松崎町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町に住所を有する長崎市新三重漁業協同組合員のいせえび漁業(刺網を使用するものに限る)及び雑魚磯刺網漁業の入漁を拒んではならない

南共 第52号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多以良外郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 3 同市大瀬戸町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎橋の中間点) 4 同市西海町七釜郷南串島南東端 5 同市同町同郷南串島頂上 6 同市同町同郷南串島北西端 7 同市同町兜瀬頂上	イ 1から270度800メートルのところ ロ 2と6を結んだ直線上6から4、500メートルのところ ハ 5と7を結んだ直線と2と6を結んだ直線とが交わる所	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 大瀬戸町 多以良外郷	西海町七釜郷、中浦北郷、中浦南郷に住所を有する西海大崎漁業協同組合員の南串島西海岸への入漁を拒んではならない
南共 第53号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷 地先	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、9の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町松島内郷ピン島頂上 2 同市同町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎橋の中間点) 3 同市西海町七釜郷南串島南東端 4 同市同町同郷南串島頂上 5 同市同町同郷南串島北西端 6 同市同町兜瀬頂上 7 同市大島町寺島赤崎 8 同市同町中の島南西端 9 同市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界	イ 1と5を結んだ直線と4と6を結んだ直線とが交わる所 ロ 6から270度300メートルのところ ハ 6から0度300メートルのところ ニ 7から90度500メートルのところ ホ 9と8を結ぶ直線上9から1、450メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷	
南共 第54号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8、リ、9の点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 2 同市大島町中ノ島南西端 3 同市同町端ノ島東端 4 同市西海町面高郷曲り鼻 5 同市同町同郷白瀬頂上 6 佐世保市俄ヶ浦町高後崎 7 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 8 同市同町太田和郷太田和港防波堤北側基部 9 同市同町同郷海岸標識B号	イ 1と2を結ぶ直線上1から1、450メートルのところ ロ 3から90度500メートルのところ ハ 4から270度1、200メートルのところ ニ 5から180度1、500メートルのところ ホ 5から270度1、500メートルのところ ヘ 5から0度1、500メートルのところ ト 6と5を結んだ直線上6から1、000メートルのところ チ 6と7を結んだ直線の中央のところ リ 8から260度250メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	

南共 第55号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、22、タ、シ、ソ、ツ、ネ、16、17の各点を順次結んだ各直線、18と19の点を結んだ直線、20と21の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市西海町面高郷曲り鼻南端 2 同市同町同郷白瀬頂上 3 同市大島町片島北東端 4 同市同町片島西端 5 同市同町塩田境目岩 6 同市同町中戸中戸電線櫓 7 同市同町中戸南西端 8 同市同町中戸と同市同町蛤との最高高潮時海岸線における境界 9 同市崎戸町蛸浦郷西中戸電線櫓 10 同市同町同郷東中戸東端 11 同市西海町七釜郷兜瀬頂上 12 同市大島町寺島赤崎東端 13 同市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 14 同市大島町中ノ島南西端 15 同市同町馬込標識A号 16 同市同町馬込標識B号 17 同市同町馬込標識C号 18 同市同町馬込標識D号 19 同市同町間瀬標識A号 20 同市同町間瀬標識B号 21 同市同町黒瀬下り松鼻東南標識 22 同市同町ハチフリ南端標識	イ 1から270度1, 200メートルのところ ロ 2から180度1, 500メートルのところ ハ 2から270度1, 500メートルのところ ニ 3から0度1, 500メートルのところ ホ 4から270度1, 500メートルのところ ヘ 5から300度1, 000メートルのところ ト 6と9を結んだ直線の中央点 チ 7から245度250メートルのところ リ 8と10を結ぶ直線上8から430メートルのところ ヌ 8から170度2, 000メートルのところ ル 11から270度300メートルのところ ヲ 11から0度300メートルのところ ワ 12から90度500メートルのところ カ 13と14を結ぶ直線上13から1, 450メートルのところ ヨ 15から90度500メートルのところ タ 22から190度30分342メートルのところ レ 22から146度30分800メートルのところ ソ 23から93度30分250メートルのところ ツ 23から92度77メートルのところ ネ 23から123度6メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 大島町	
南共 第56号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、10と11を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市崎戸町蛸浦郷西中戸電線櫓 2 同市同町同郷鶴崎 3 同市同町御床島西端 4 同市同町南芋島南端 5 同市同町蛸浦郷東中戸東端 6 同市大島町中戸と同市同町蛤との最高高潮時海岸線における境界 7 同市同町中戸南西端 8 同市同町中戸中戸電線櫓 9 同市同町塩田境目岩 10 同市崎戸町蛸浦郷浅間神社前公有地護岸標識A(公有地護岸南端から北方海岸沿いに122.7メートルのところ) 11 同市同町餅子島貯炭場突端標識B	イ 1と8を結んだ直線の中央のところ ロ 9から300度1, 000メートルのところ ハ 2から0度1, 500メートルのところ ニ 3から270度1, 500メートルのところ ホ 4から180度2, 000メートルのところ ヘ 6から170度2, 000メートルのところ ト 5と6を結ぶ直線上6から430メートルのところ チ 7から245度250メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷	
南共 第57号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 広曾根	次のイの点を中心とする半径1, 500メートルの円周によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町蛸浦郷鶴崎	イ 1から300度6, 500メートルのところ	第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷	
南共 第58号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 大立島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町江島色瀬北端 2 同市同町江島小立島南端	イ 1から0度1, 000メートルのところ ロ 1から270度1, 000メートルのところ ハ 2から180度1, 000メートルのところ ニ 2から90度1, 000メートルのところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 江島	



南共 第59号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 江島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町江島金頭瀬標識 2 同市同町江島魚瀬標識 3 同市同町江島黒島南端 4 同市同町江島三ツ瀬標識 5 同市同町江島吉田鼻南東端 6 同市同町江島竹ノ山北端	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から270度1,000メートルのところ ハ 3から270度1,000メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 4から90度1,000メートルのところ ヘ 5から90度1,000メートルのところ ト 6から90度1,000メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 江島	
南共 第60号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 平島沖合 西ガイ 曾根 地先	次のイの点をを中心とする半径1,000メートルの円周によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町平島名乗瀬頂上	イ 1から118度4,000メートルのところ	第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 平島	
南共 第61号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 崎戸町 平島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町平島竜崎北端 2 同市同町平島黒崎 3 同市同町平島相崎の鼻西端 4 同市同町平島名乗瀬頂上 5 同市同町平島元ノ瀬頂上	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から0度1,000メートルのところ ハ 3から285度1,100メートルのところ ニ 4から270度2,500メートルのところ ホ 4から180度3,000メートルのところ ヘ 5から90度1,000メートルのところ ト 1から90度1,000メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 崎戸町 平島	
南共 第62号	瀬川漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、15の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 2 佐世保市横ヶ浦町高後崎 3 西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端 4 佐世保市横ヶ浦町大久保南端 5 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻 6 佐世保市庵の浦町庵浦標識第2号 7 同市針尾西町口木鼻の西端 8 西海市西海町水の浦郷一本松鼻 9 佐世保市針尾西町20番地西端 10 西海市西海町水浦郷水浦鼻東端 11 佐世保市針尾中町コロピ石カンゴ岩西端 12 西海市西彼町伊ノ浦郷大塔鼻突端 13 同市西海町丹納郷浄土島東端 14 同市同町川内郷曾根崎 15 同市西彼町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(木場川橋の中央)	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ニ 5と7を結ぶ直線の中央のところ ホ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ヘ 10と11を結ぶ直線の中央のところ ト 10と12を結ぶ直線上12から300メートルのところ チ 13から110度120メートルのところ リ 14から90度185メートルのところ ヌ 14から140度180メートルのところ	第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網 第2種 雑魚四手網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 いわし地びき網 第3種 たい船びき網 第3種 ぼら飼付	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端と佐世保市針尾西町口木鼻の西端を結ぶ直線以北の海域においては第2種、第3種共同漁業を営んではならない



南共 第65号	大村湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 多良見町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡長与町と諫早市多良見町との最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市多良見町二見瀬鼻北端 3 同市同町竹島東端 4 同市同町カサセ鼻東端 5 大村市西部町ソネの崎 6 諫早市多良見町シーサイドタウン埋立地北側護岸標識(シーサイドタウン埋立地北東端から西方海岸沿いに37メートルのところ) 7 大村市溝陸町先網代ジツカ鼻標識	イ 2から0度1.00メートルのところ ロ 3から0度250メートルのところ ハ 3から0度700メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 6と7を結ぶ直線上の6から120メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 うなぎかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 多良見町	
南共 第66号	大村湾東部漁業協同組合	長崎県 諫早市 貝津町 津水町 堂崎町 馬渡町 大村市 溝陸町 日泊町 西部町 陰平町 久原1・2丁目 玖島1～3丁目 幸町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域なお、東大川における河川との境界はJR長崎本線鉄橋下流端とする ただし、7と8の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 諫早市多良見町シーサイドタウン埋立地北側護岸標識(シーサイドタウン埋立地北東端から西方海岸沿いに37メートルのところ) 2 大村市溝陸町先網代ジツカ鼻標識 3 同市西部町ソネの崎 4 諫早市多良見町瀬鼻東端 5 同市同町竹島東端 6 大村市タンタン川河口南岸埋立地標識(タンタン川河口南岸埋立地西角から南東に15.6メートルのところ) 7 同市西本町旧港突部防波堤西突端 8 同市幸町旧港沖合一文字防波堤西突端	イ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5から0度700メートルのところ ニ 6から225度1.640メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 はまぐり 第1種 ほかがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	諫早市 貝津町 大村市 溝陸町 日泊町 西部町 陰平町 久原1・2丁目 玖島1～3丁目 幸町	
南共 第67号	大村市漁業協同組合	長崎県 大村市 水主町 杭出津1丁目 松山町 森園町 箕島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、4の各点を順次結んだ各直線、7、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、10の各点を順次結んだ各直線、及び1から10、4から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、12と13の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに5と6を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 大村市タンタン川河口南岸埋立地標識(タンタン川河口南岸埋立地西から15.6メートルのところ) 2 同市箕島町箕島南端 3 同市同町箕島西端標識 4 同市同町箕島北西端標識 5 同市同町箕島字深網代364西側排水路北西端角 6 同市同町箕島字深網代364西側排水路南西端角 7 同市同町小泊標識(8から30度290メートルのところ) 8 同市同町小泊突堤先端標識 9 同市今津町海上自衛隊航空機滑り台北側付根 10 同市同町大村航空隊ポンド北側防波堤標識 11 同市同町海上自衛隊南防波堤角標識 12 同市杭出津1丁目西小路町馬場崎突堤旧西突端標識 13 同市杭出津1丁目同町馬場崎突堤沖合防波堤西突端標識 14 同市杭出津1丁目同町馬場崎突堤沖合防波堤旧東突端標識 15 同市杭出津1丁目同町死人波止埋立地標識 16 同市富の原1丁目地先北側防波堤突端曲り角標識	イ 1から225度1.640メートルのところ ロ 2から270度1.500メートルのところ ハ 3から321度45分1.250メートルのところ ニ 9から282度20分3.150メートルのところ ホ 3から339度45分1.580メートルのところ ヘ 3から335度40分1.545メートルのところ ト 3から336度35分1.374メートルのところ チ 3から335度15分1.365メートルのところ リ 8から60度240メートルのところ ヌ 8から85度400メートルのところ ル 8から73度560メートルのところ ヲ 8から115度30分1.240メートルのところ ワ 8から114度1.250メートルのところ カ 8から71度30分590メートルのところ ヨ 11から202度30分1.460メートルのところ タ 11から222度30分1.280メートルのところ レ 11から221度990メートルのところ ソ 9から256度1.365メートルのところ ツ 16から211度2.200メートルのところ ネ 9から282度45分2.665メートルのところ ナ 9から280度30分2.735メートルのところ ラ 9から281度25分2.925メートルのところ ム 9から280度20分2.960メートルのところ ウ 9から283度5分3.152メートルのところ キ 9から286度20分3.165メートルのところ ノ 9から212度830メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おおむかでのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 はまぐり 第1種 ほかがい 第1種 ふねがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	大村市 杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1・2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目	

南共 第68号	大村市漁業協同組合	長崎県 大村市 今津町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 大村市今津町海上自衛隊航空機滑り台北側付根 2 同市同町大村航空隊ポンド北側防波堤標識	イ 1から271度195メートルのところ ロ 1から246度500メートルのところ ハ 1から294度3270メートルのところ ニ 1から286度20分3.165メートルのところ ホ 1から212度830メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おおむかでのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 はまぐり 第1種 ばかがい 第1種 ふねがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	大村市 杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1・2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目	海上自衛隊大村航空隊の訓練のため1週間に6日間は操業してはならない ただし大村航空隊が訓練に支障のない範囲においての操業の同意をなしたる場合はこの限りではない
南共 第69号	大村市漁業協同組合	長崎県 大村市 今津町 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、郡川における河川との境界は、2と4を結んだ直線とする	1 大村市今津町海上自衛隊航空機滑り台北側付根 2 同市郡川川尻下川原鼻標識 3 同市松原2丁目と同市武留路町との最高高潮時海岸線における境界 4 同市郡川川尻下川原鼻対岸標識(2から170度の直線が陸岸と交わるところ)	イ 1から271度195メートルのところ ロ 1から246度500メートルのところ ハ 1から294度3270メートルのところ ニ 2から270度2500メートルのところ ホ 3から270度2000メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おおむかでのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 はまぐり 第1種 ばかがい 第1種 ふねがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	大村市 杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1・2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目	
南共 第70号	大村湾漁業協同組合	長崎県 東彼杵郡 東彼杵町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 大村市松原2丁目と同市武留路町との最高高潮時海岸線における境界 2 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷名切川北岸突端 3 同郡同町蔵本郷宇妙見立神鼻標識 4 同郡同町と同郡川棚町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から270度2000メートルのところ ロ 2から225度2000メートルのところ ハ 3から225度2000メートルのところ ニ 4から180度1500メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	東彼杵郡 東彼杵町	





南共 第74号	佐世保市南部漁業協同組合	長崎県 佐世保市 有馬町 地先	次の1とイの点を結ぶ直線、イからロに至る牛の浦の中央線、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ各直線、へからトに至る早岐瀬戸の中央線、トと12の点を結ぶ直線、13とチの点を結ぶ直線、チからリに至る早岐瀬戸の中央線、リと17の点を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、18、ヌ、19の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市針尾北町と同市江上町との牛の浦の最高高潮時海岸線における境界 2 同市江上町福荷崎 3 同市有馬町牛の浦焼崎鼻西端 4 同市針尾北町大崎鼻ツツミ岩鼻 5 同市有馬町安久の浦焼崎北端 6 同市東浜町東高島南端 7 同市有馬町網代鼻 8 同市東浜町東高島東端 9 同市白岳町金山崎南西端 10 同市大塔町佐世保市東部クリーンセンター護岸標識 11 同市有馬町佐世保市犬管理所護岸標識 12 同市大塔町大塔埋立地護岸標識B号(13より西方海岸沿いに95メートルのところ) 13 同市大塔町大塔埋立地護岸標識A号(大塔埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに30メートルのところ) 14 同市勝海町220番地護岸標識 15 同市有馬町草深の口1715番地護岸標識 16 同市早岐勝磯の付根 17 16から270度の直線と対岸の最高高潮時海岸線とが交わるところ 18 佐世保市有馬町銚島立標A 19 同市同町網代立標B	イ 2から187度の線上2と対岸との中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 6から168度270メートルのところ ニ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ホ 7と8を結ぶ直線の中央のところ ヘ 7と9を結ぶ直線の中央のところ ト 10と11を結ぶ直線の中央のところ チ 14と15を結ぶ直線の中央のところ リ 16と17を結ぶ直線の中央のところ ヌ 18から307度30分60メートルのところ	第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 にし 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 宮津町 南風崎町 長畑町 江上町 指方町 有馬町	
南共 第75号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線、トからチに至る早岐瀬戸の中央線、チと12の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、1、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、13の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市崎辺町久木島白間鼻南端 2 同市針尾北町カマス崎標識 3 同市東浜町白崎鼻標識 4 同市針尾北町大崎鼻北端標識 5 同市東浜町東高島南端北端 6 同市有馬町安久の浦焼崎北端 7 同市東浜町東高島東端 8 同市有馬町網代鼻西端標識 9 同市白岳町金山南西端 10 同市大塔町佐世保市東部クリーンセンター護岸標識 11 同市有馬町佐世保市犬管理所護岸標識 12 同市大塔町大塔埋立地護岸標識B号(同埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに125メートルのところ) 13 同市東浜町白崎鼻南端標識	イ 1と2を結ぶ直線上1から630メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ニ 5から168度270メートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 8と7を結ぶ直線の中央のところ ト 8と9を結ぶ直線の中央のところ チ 10と11を結ぶ直線の中央のところ リ 1と2を結ぶ直線上1から196メートルのところ ヌ 1から117度200メートルのところ ル 1から14度45分185メートルのところ ヲ 1から36度30分304メートルのところ ワ 13から260度30分570メートルのところ カ 13から278度15分390メートルのところ ヨ 13から219度15分265メートルのところ タ 13から140度50メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 いか船びき網	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	
南共 第76号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 大塔町 勝海町 地先	次の1とイを結んだ直線、イからロに至る早岐瀬戸の中央線、ロと4の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市大塔町大塔埋立地護岸標識A号(大塔埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに30メートルのところ) 2 同市勝海町220番地護岸標識 3 同市有馬町草深の口1715番地護岸標識 4 同市早岐勝磯の付根 5 4から270度の直線と対岸の最高高潮時海岸線とが交わるところ	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 もずく 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	

南共 第77号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市庵ノ浦町庵崎標識第2号 2 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻 3 佐世保市俵ヶ浦町大久保南端 4 西海市西海町横瀬郷寄船鼻東端 5 佐世保市俵ヶ浦町高後崎 6 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 いかかご 第2種 雑魚かご 第3種 いか船びき網	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	佐世保市俵ヶ浦町高後崎と佐世保市庵ノ浦町庵崎標識第2号を結んだ直線以南の海域においては、第2種及び第3種共同漁業を営んではならない
南共 第78号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 野母町 野母半島 (アジ曾根) 地先	次のイを中心とする半径1.000メートルの円周によって囲まれた区域	1 長崎市野母町大立神灯台 2 同市野母崎榎島町榎島灯台	イ 1から217度の線と2から224度の線との交点(北緯32度20分48秒 東経129度32分46秒)	第3種 たい飼付	3/1～6/30	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榎島町	
南共 第79号	諫早湾漁業協同組合 外4名	長崎県 雲仙市 国見町 から 南島原市 布津町 までの 地先	次の3、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、水無川における河川との境界は13と14を結んだ直線とする ただし、7、ト、チ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および9、リ、10の各点を順次結んだ各直線、10から11に至る防波堤、11と12を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻国道207号線護岸の長崎、佐賀両県漁場基点標識 2 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎、佐賀両県漁場基点標識 3 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) 4 同市同町土黒甲多比良新港沖防波堤標識(同防波堤外側付根から同防波堤沿いに180メートルのところ) 5 島原市島原灯台 6 南島原市布津町大崎名大崎鼻東端 7 島原市大手原町大手原下標識 8 同市大手原町と同市前浜との最高高潮時海岸線における境界 9 同市新港観音島標識(島原港マイナス5メートル岸壁北側基部より半径60メートルの円が観音島海岸と交わる場所) 10 同市新港口形島北防波堤東突端 11 同市新港口形島南防波堤東突端 12 同市新港入江北東端標識(国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所敷地南東端) 13 同市水無川北岸標識 14 同市水無川南岸標識	イ 1と2を結ぶ直線上1から77メートルのところ ロ イと3を結ぶ直線上イから4.988メートルのところ ハ 4から10度11.435メートルのところ ニ 5から81度40分7.450メートルのところ ホ 5から130度10分10.880メートルのところ 北緯32度42分49秒 東経130度28分8秒 ヘ 6から90度8.300メートルのところ ト 7から72度30分1.120メートルのところ チ 8から75度1.150メートルのところ リ 9から120度の直線と10から30度の直線とが交わる場所	第1種 たいらぎ 第1種 ばい 第1種 たこ 第2種 雑魚底刺網 第2種 あんこう網 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	島原市 雲仙市 国見町 多比良 土黒 島原市 南島原市 深江町 布津町	





北共 第 4号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、16の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、19、20の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市浅子町と同市小佐々町小坂との最高高潮時海岸線における境界 2 同市浅子町網屋の鼻 3 同市小佐々町小坂樋の浦北口突端 4 同市浅子町上小高島北東端 5 同市小佐々町臼ノ浦高崎 6 同市相浦町トコイ島北端 7 同市小佐々町西川内永ノ島南西端 8 同市高島町高島北西端 9 同市小佐々町楠泊笹島南端 10 同市同町楠泊神崎鼻北端 11 同市同町矢岳下島北西端 12 同市鹿町町長串禰崎割石鼻 13 同市小佐々町矢岳丸島北端 14 同市鹿町町長串禰崎水場 15 同市小佐々町矢岳前島北東端 16 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高潮時海岸線における境界 17 同市黒島町伊島北端 18 平戸市木ヶ津町赤松鼻 19 佐世保市小佐々町臼ノ浦小臼ノ浦南鼻北端 20 同市同町小坂平田鼻	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 6と7を結ぶ直線の中央のところ ニ 8と9を結ぶ直線の中央のところ ホ 9と17を結ぶ直線上9から1,000メートルのところ ヘ 10と17を結ぶ直線上10から1,750メートルのところ ト 11から270度1,000メートルのところ チ 11と18を結ぶ直線上11から1,000メートルのところ リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第1種 おごり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 小佐々町
北共 第 5号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳下島北西端 2 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高潮時海岸線における境界 3 同市小佐々町矢岳前島北東端 4 同市鹿町町長串禰崎水場 5 同市小佐々町矢岳丸島北端 6 同市鹿町町長串禰崎割石鼻 7 同市同町九十九島下忠六島南端 8 同市同町九十九島瀬尻島北端 9 平戸市田平町深月免蛭子崎南端 10 佐世保市鹿町町口の里黒崎標識A号 11 平戸市田平町深月免干場網上鼻 12 佐世保市鹿町町口の里関里波止標識A号 13 平戸市田平町深月免海岸標識B号(11から北東方向に450メートルのところ) 14 佐世保市鹿町町口の里餅が崎 15 同市江迎町末橋と平戸市田平町深月免との最高高潮時海岸線における境界 16 平戸市木ヶ津町赤松鼻 17 同市木場町野島北端 18 同市水垂町曲り京崎鼻 19 佐世保市鹿町町口の里海岸標識C号(12から北東方向に450メートルのところ)	イ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ロ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ハ 1と16を結ぶ直線上1から1,000メートルのところ ニ 7と16を結ぶ直線上7から1,300メートルのところ ホ 8と18を結ぶ直線上8から1,000メートルのところ ヘ 9と17を結ぶ直線上9から2,000メートルのところ ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ チ 11と12を結ぶ直線の中央のところ リ 13と19を結ぶ直線の中央のところ ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 鹿町町



北共 第 8号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 志佐町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨ、タ、レの各点を順次結んでトに至る各直線によって囲まれた区域及びソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 松浦市志佐町白浜免許岸浜2086番2標識 2 同市今福町松崎標識 3 同市鷹島町船唐津免辻の三本松 4 調川港北防波堤灯台(北緯33度21分27秒、東経129度43分37秒)	イ 1から0度450メートルのところ ロ 1から357度451メートルのところ ハ 1から358度9分835メートルのところ ニ 1から346度50分856メートルのところ ホ 1から352度41分1.582メートルのところ ヘ 2と3を結ぶ直線上2から1.000メートルのところ ト 4から313度285メートルのところ チ 4から313.5度310メートルのところ リ 4から340.5度350メートルのところ ヌ 4から352.5度412メートルのところ ル 4から357度443メートルのところ ヲ 4から11度581メートルのところ フ 4から20度747メートルのところ カ 4から24.5度720メートルのところ ヨ 4から17.5度544メートルのところ タ 4から4度395メートルのところ レ 4から351度336メートルのところ ソ 4から118度126メートルのところ ツ 4から58.5度126メートルのところ ネ 4から46度153メートルのところ ナ 4から45.5度300メートルのところ ラ 4から46.5度366メートルのところ ム 4から46度462メートルのところ ウ 4から45.5度558メートルのところ キ 4から35.5度561メートルのところ ノ 4から36度603メートルのところ オ 4から47度588メートルのところ ク 4から61.5度612メートルのところ ヤ 4から85.5度756メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 今福町 志佐町 調川町	
北共 第 9号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 志佐町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、2、3の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨ、タ、レの各点を順次結んでトに至る各直線によって囲まれた区域及びソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 松浦市志佐町白浜免許岸浜2086番2標識 2 同市同町西蛭子嶺北端 3 同市同町柏崎北端 4 同市今福町松崎標識 5 同市鷹島町船唐津免辻の三本松 6 調川港北防波堤灯台(北緯33度21分27秒、東経129度43分37秒)	イ 1から0度450メートルのところ ロ 1から357度451メートルのところ ハ 1から358度9分835メートルのところ ニ 1から346度50分856メートルのところ ホ 1から352度41分1.582メートルのところ ヘ 4と5を結ぶ直線上4から1.000メートルのところ ト 6から313度285メートルのところ チ 6から313.5度310メートルのところ リ 6から340.5度350メートルのところ ヌ 6から352.5度412メートルのところ ル 6から357度443メートルのところ ヲ 6から11度581メートルのところ フ 6から20度747メートルのところ カ 6から24.5度720メートルのところ ヨ 6から17.5度544メートルのところ タ 6から4度395メートルのところ レ 6から351度336メートルのところ ソ 6から118度126メートルのところ ツ 6から58.5度126メートルのところ ネ 6から46度153メートルのところ ナ 6から45.5度300メートルのところ ラ 6から46.5度366メートルのところ ム 6から46度462メートルのところ ウ 6から45.5度558メートルのところ キ 6から35.5度561メートルのところ ノ 6から36度603メートルのところ オ 6から47度588メートルのところ ク 6から61.5度612メートルのところ ヤ 6から85.5度756メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 御厨町 皇鹿町 志佐町 調川町 今福町	

北共 第10号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 今福町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7 の各点を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって囲まれ た区域	1 松浦市今福町松崎標識 2 同市鷹島町三里免二島東 端 3 同市今福町飛島免大飛島 北西端 4 同市鷹島町三里免山島南 東端 5 同市福島町鍋串免初崎鼻 北西端 6 同市今福町飛島免大飛島 東端 7 同市と佐賀県伊万里市と の最高高潮時海岸線にお ける境界 8 松浦市鷹島町船唐津免辻 の本松 9 同市今福町北免中岩鼻標 識 10 同市鷹島町三里免二島北 端	イ 1と8を結ぶ直線上 1から1,000メ ートルのところ ロ 2と9を結ぶ直線上 2から1,000メ ートルのところ ハ 3と10を結ぶ直線 上3から600メー トルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上 4から1,200メ ートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の 中央のところ ヘ 7から佐賀県伊万里 市骨達岳頂上見通線 上7から1,500 メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 ぼら飼付	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 今福町 志佐町 調川町	
北共 第11号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 福島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結ん でイに至る各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区域 ただし、18、19の点を結ぶ直線 と最高高潮時海岸線によって囲 まれた区域を除く	1 松浦市福島町塩浜免平野 崎白岩鼻南端 2 佐賀県伊万里市骨達岳頂 上 3 松浦市と佐賀県伊万里市 山代町との最高高潮時海 岸線における境界 4 松浦市福島町鍋串免初崎 鼻北端 5 同市今福町飛島免大飛島 東端 6 同市鷹島町三里免山島南 東端 7 同市同町神崎免干上り鼻 東端 8 同市福島町原免じょご 9 佐賀県唐津市肥前町田野 阿漕鼻西南端 10 松浦市福島町喜内瀬免四 十ヶ島東端 11 佐賀県唐津市肥前町と同 県伊万里市波多津町との 最高高潮時海岸線におけ る境界 12 松浦市福島町喜内瀬免瀬 山島東端 13 佐賀県伊万里市波多津町 辻字戸尺鼻北端 14 松浦市福島町喜内瀬免福 島橋脚付根の中央点 15 佐賀県伊万里市波多津町 福島橋脚付根の中央点 16 松浦市福島町端免砥石鼻 東南端 17 佐賀県伊万里市波多津町 煤屋崎北西端 18 松浦市福島町塩浜浦東岸 標識 19 同市同町塩浜浦西岸埋立 地北東端	イ 1と2を見通す線上 1から1,600メ ートルのところ ロ 3と2を見通す線上 3から1,500メ ートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線の 中央のところ ニ 4と6を結ぶ直線上 6から1,200メ ートルのところ ホ 6から50度1,2 00メートルのとこ ろ ヘ 4と7を結ぶ直線上 4から500メー トルのところ ト 8と9を結ぶ直線の 中央のところ チ 10と11を結ぶ直 線の中央のところ リ 12と13を結ぶ直 線の中央のところ ヌ 14と15を結ぶ直 線の中央のところ ル 16と17を結ぶ直 線の中央のところ	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第3種 ぼら飼付	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 福島町	

北共 第12号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 鷹島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、14、15、ヨの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町神崎免干上鼻東端 2 同市福島町鍋串免初崎鼻北端 3 佐賀県唐津市肥前町入野牛島南端 4 同県同市同町大ヶ崎西端 5 松浦市鷹島町神崎免丸尾鼻北東端 6 同市同町阿翁浦免字釜蓋うげやの鼻 7 同市同町同免阿翁崎阿翁鼻北端 8 同市同町黒島免船下シノ鼻北端 9 同市同町同免子々鼻西端 10 同市星鹿町青島免魚固島北端 11 同市鷹島町船津津免雷崎南西端 12 同市同町三里免犬崎南端 13 同市同町同免俵石ノ鼻標識 14 同市同町同免二島北側沖の瀬北端 15 同市同町同免山島北端 16 同市同町同免山島東端 17 同市同町神崎免真立鼻北端 18 佐賀県唐津市肥前町星賀八幡宮鼻西端 19 同県同市同町大崎鼻北端 20 松浦市鷹島町船津津免女瀬鼻標識 21 同市星鹿町青島免青島北東端 22 同市同町岳崎免津崎鼻北端	イ 2と1を結ぶ直線上2から500メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と17を結ぶ直線上4から375メートルのところ ニ 5と18を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ ホ 6と19を結ぶ直線上6から1,000メートルのところ ヘ 7から0度1,000メートルのところ ト 9から0度1,500メートルのところ チ 8から270度1,500メートルのところ リ 9と20を結ぶ直線上9から2,000メートルのところ ヌ 10から90度750メートルのところ ル 11と21を結ぶ直線上11から500メートルのところ ヲ 12と22を結ぶ直線上12から1,000メートルのところ ワ 12から187度1,000メートルのところ カ 13から180度1,600メートルのところ ヨ 16から50度1,200メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 鷹島町	
北共 第13号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 鷹島町 地先	次のイ、2、3、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町三里免山島南東端 2 同市同町同免山島北端 3 同市同町同免二島北側沖の瀬北端 4 同市同町同免俵石ノ鼻標識 5 同市同町同免二島東端 6 同市今福町飛島免大飛島北西端 7 同市鷹島町三里免二島北端 8 同市今福町北免中岩鼻 9 同市福島町鍋串免初崎鼻	イ 1から50度1,200メートルのところ ロ 4から180度1,600メートルのところ ハ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートルのところ ニ 6と7を結ぶ直線上6から600メートルのところ ホ 1と9を結ぶ直線上1から1,200メートルのところ	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	松浦市 鷹島町 船津津免 福島町 松浦市 志佐町 調川町 今福町	
北共 第14号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 大根坂 大二神島 小二神島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村大根坂大二神島北端 2 同市同村大根坂大二神島北東端 3 同市同村大根坂大二神島南東端 4 同市同村大根坂大二神島南端 5 同市同村大根坂小二神島西端 6 同市同村大根坂小二神島カヲト礁頂上	イ 1から0度500メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 3から135度500メートルのところ ニ 4から180度500メートルのところ ホ 5から180度500メートルのところ ヘ 5から270度500メートルのところ ト 5から0度500メートルのところ チ 6から0度500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 大島村	

北共 第15号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、9、又、10の各点を順次結んだ各直線、11、12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 平戸市大島村大根坂長崎鼻北端 2 同市同村西平戸宇大賀鼻 3 同市同村前平白崎鼻 4 同市同村前平水ノ浦鼻 5 同市同村前平高崎の鼻 6 同市同村戸田曲り鼻 7 同市同村戸田馬ノ頭鼻 8 同市同村の山川内シワエ 9 同市同村神の浦港西岸標識 10 同市同村神の浦港東防波堤付根 11 同市同村的山港東防波堤南側標識 12 同市同村的山港西防波堤西側標識	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から45度1,000メートルのところ ハ 3から90度1,000メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 5から180度1,000メートルのところ ヘ 6から180度1,000メートルのところ ト 7から180度1,000メートルのところ チ 7から270度1,000メートルのところ リ 8から315度2,000メートルのところ 又 9から175度180メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 大島村
北共 第16号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 度島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市度島町崎瀬鼻東端 2 同市同町荒崎北端 3 同市同町観音崎北西端 4 同市同町大田崎南西端 5 同市同町横島南端 6 同市主師町平瀬頂上 7 同市大久保町さんしょう瀬頂上	イ 1から90度2,000メートルのところ ロ 1から0度2,000メートルのところ ハ 2から0度1,000メートルのところ ニ 3から315度1,500メートルのところ ホ 4と6を結ぶ直線上4から1,000メートルのところ ヘ 5と7を結ぶ直線上5から500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 度島町
北共 第17号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大野町 明川内町 岩の上町 崎方町 浦の町 宮の町 田助町 大久保町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、14の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、10と16の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 平戸市大久保町鼻ツラ標識 2 同市同町さんしょう瀬頂上 3 同市度島町横島南端 4 同市大久保町つば崎突端 5 同市同町田助灯台 6 同市同町焼場下標識 7 同市田平町野田免牛ヶ首突端 8 同市大久保町黒子島北東端 9 同市田平町野田免はえ崎西端 10 同市岩の上町叶崎東端 11 同市田平町野田免餅ヶ崎南西端 12 同市同町小手田 13 同市岩の上町南竜崎北東端 14 同市大野町と同市大山町との最高高潮時海岸線における境界 15 同市田平町下寺免瀬戸浦 16 同市平戸港北岸常灯の鼻東端	イ 1から335度700メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から500メートルのところ ハ 4から45度1,500メートルのところ ニ 7と5を結ぶ直線上7から275メートルのところ ホ 7と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 9と8を結ぶ直線の中央のところ ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ チ 11と13を結ぶ直線の中央のところ リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ 又 14と15を結ぶ直線の中央のところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 新町 職人町 大久保町 (小川、 大久保、 中の原、 幸の浦、 田助庄、 油水、 田の浦) 大野町 明川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮の町 魚の棚町 紺屋町 木引田町 築地町 木引町 鏡川町 (西の久保) 岩の上町





北共 第22号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 前津吉町 下枯木島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を 順次結んでイに至る各直線と最 高高潮時海岸線によって囲まれ た区域	1 平戸市前津吉町下枯木島 北端 2 同市同町同島灯台	イ 1から0度500メ ートルのところ ロ 2から270度70 0メートルのところ ハ 2から180度50 0メートルのところ ニ 2から90度500 メートルのところ ホ 1から110度55 0メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北共 第23号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 前津吉町 地先	次のイを中心とする半径500 メートルの円周によって囲まれた 区域	1 平戸市前津吉町坊山岬南 東標識 2 同市同町下枯木島灯台	イ 1から133度の直 線と2から215度 の直線とが交わる ところ	第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 いせえび 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北共 第24号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 小田町 野子町 志々伎町 大志々伎町 早福町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、6の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市西中山町と平戸市 小田町との最高高潮時海 岸線における境界 2 同市野子町志々伎崎南端 3 同市同町尾上島頂上 4 同市同町頭島西端 5 同市早福町初崎突端 6 同市同町と同市大佐志町 との最高高潮時海岸線に おける境界	イ 1から150度1、 500メートルのと ころ ロ 2から180度1、 000メートルのと ころ ハ 3から180度50 0メートルのところ ニ 3から270度50 0メートルのところ ホ 4から270度50 0メートルのところ ヘ 5から315度1、 500メートルのと ころ ト 6から315度1、 000メートルのと ころ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 みりん 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	
北共 第25号	平戸市漁業協同組合 外2名	長崎県 平戸市 神上町 帆上岩 地先	1を中心とする半径500メートル の円周によって囲まれた区域	1 平戸市神上町帆上岩頂上		第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町 佐世保市 黒島町	

北共 第26号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 早福町 阿値賀島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市早福町上阿値賀島北端 2 同市同町同島山の下鼻北西端 3 同市同町同島西端 4 同市同町下阿値賀島西端 5 同市同町同島南東端	イ 1から0度500メートルのところ ロ 2から330度500メートルのところ ハ 3から270度500メートルのところ ニ 4から270度500メートルのところ ホ 5から180度500メートルのところ ヘ 5から90度500メートルのところ ト 1から90度500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	平戸市 早福町 大志々伎町 志々伎町 小田町 野子町 石堂町
北共 第27号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 神船町 津吉町 辻町 鮎川町 大佐志町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線、二から7に至る若宮浦における中央線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、古田川における河川との境界は恵比須橋下流端とする	1 平戸市早福町と同市大佐志町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市堤町真立島北端 3 同市同町同島南端 4 同市大佐志町黒崎鼻北端 5 同市神船町神船崎突端 6 同市猪渡谷町野崎突端 7 同市神船町と同市下中津良町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1から315度1,000メートルのところ ロ 2から280度1,650メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ニ 5と6を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町
北共 第28号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 堤町 猪渡谷町 下中津良町 地先	次の1からイに至る若宮浦における中央線、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、9の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市神船町と同市下中津良町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市猪渡谷町野崎鼻突端 3 同市神船町神船崎突端 4 同市堤町真立島南端 5 同市大佐志町黒崎鼻北端 6 同市堤町真立島北端 7 同市同町長江鼻 8 同市同町大崎鼻 9 同市同町と同市飯良町との最高高潮時海岸線における境界	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ハ 6から280度1,650メートルのところ ニ 7から270度1,000メートルのところ ホ 8から270度1,000メートルのところ ヘ 9から322度1,500メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業種	平戸市 堤町 猪渡谷町 上中津良町 下中津良町

北共 第29号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 春日町 高越町 獅子町 大石脇町 根獅子町 飯良町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市堤町と市飯良町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市春日町磯浦上の鼻西端 3 同市主師町呼崎北端 4 同市生月町南免潮見鼻東端	イ 1から322度1.500メートルのところ ロ 2から270度50.0メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 春日町 高越町 獅子町 飯良町 根獅子町	
北共 第30号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 獅子町 地先	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域	1 平戸市獅子町立羽崎西端	イ 1から261度3.300メートルのところ	第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 春日町 高越町 獅子町 飯良町 根獅子町	
北共 第31号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 下中野町 主師町 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町南免潮見鼻東端 2 同市主師町呼崎北端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市大久保町長崎鼻西端 5 同市古江町裸瀬頂上 6 同市同町早毛崎 7 同市同町と同市木引町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3から0度200メートルのところ ハ 4から253度2.000メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 5から45度273メートルのところ ヘ 6から90度182メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	
北共 第32号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 下中野町 主師町 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町南免潮見鼻東端 2 同市主師町呼崎北端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市大久保町長崎鼻西端 5 同市古江町裸瀬頂上 6 同市同町早毛崎 7 同市同町と同市木引町との最高高潮時海岸線における境界	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ 3から0度200メートルのところ ハ 4から253度2.000メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 5から45度273メートルのところ ヘ 6から90度182メートルのところ	第2種 いせえび刺網 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " "	平成25年9月1日～令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 古江町 下中野町 主師町 川内町 坊方町	平戸市生月町山田、館浦に住所を有する館浦漁業協同組合員の入漁を拒んではならない

北共 第33号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 鏡川町 木引町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市古江町と平市木引町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市古江町早毛崎東端 3 同市同町瀬頂上 4 同市大久保町長崎鼻西端 5 同市同町加戸島北西端 6 同市同町鼻ツラ標識	イ 2から90度182メートルのところ ロ 3から45度273メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ニ 4から253度2,000メートルのところ ホ 5から300度1,800メートルのところ ヘ 6から335度700メートルのところ	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)
北共 第34号	生月漁業協同組合 外1名	長崎県 平戸市 生月町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町御崎大崎鼻 2 同市同町御崎島北東端 3 同市主師町平瀬頂上 4 同市生月町南免潮見鼻東端 5 同市春日町と平市主師町との最高高潮時海岸線における境界 6 同市同町磯浦上の鼻西端 7 同市生月町南免字荒崎 8 同市同町南免長瀬鼻 9 同市同町御崎団の山	イ 1から0度1,000メートルのところ ロ 2から50度3,000メートルのところ ハ 3から0度200メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ホ 6から270度500メートルのところ ヘ 7から180度1,000メートルのところ ト 8から270度1,500メートルのところ チ 9から270度1,500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	平戸市 生月町
北共 第35号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 佐世保市 宇久町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、8、リ、ヌの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市宇久町平長崎鼻東端 2 同市同町平沖の瀬頂上 3 同市同町野方大坂地先沖対馬瀬北端 4 同市同町本飯良鴨瀬北東端 5 同市同町寺島ノリ瀬北西端 6 同市同町寺島移瀬西端 7 同市同町寺島割畑外鼻南端 8 同市同町神浦地先相の瀬南端 9 同市同町神浦永手崎南端 10 同市同町小浜と同市同町平との最高高潮時海岸線における境界 11 同市同町平倉ノ鼻東端 12 同市同町本飯良厄神鼻西端	イ 11から1を見通す直線の延長線上1から1,000メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 2から0度500メートルのところ ニ 3から0度1,000メートルのところ ホ 12から4を見通す直線の延長線上4から1,000メートルのところ ヘ 5から270度1,000メートルのところ ト 6から北松浦郡小値賀町斑島目崎北端見通線上6から1,000メートルのところ チ 7から180度900メートルのところ リ 9から180度1,300メートルのところ ヌ 10から153度20分1,300メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 宇久町
北共 第36号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 佐世保市 宇久町 黒母瀬 地先	次の1を中心とする半径800メートルの円周によって囲まれた区域	1 佐世保市宇久町平黒母瀬灯台		第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	佐世保市 宇久町

北共 第37号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、カ、ヨ、タ、シ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、の各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町前方郷柴木ねぼ島鼻先端 2 同郡同町大島郷地先黒瀬南端 3 同郡同町いけ島(ホゲ島)南端 4 同郡同町赤島郷赤島万瀬頂上 5 同郡同町倉島郷倉島南東端 6 同郡同町平島郷平島東端 7 同郡同町同郷同島西端 8 同郡同町同郷同島沖黒瀬頂上 9 同郡同町同郷同島良島北西端 10 同郡同町笛吹郷シャクシ瀬頂上 11 同郡同町赤島郷赤島北端 12 同郡同町斑島郷斑島トトリノ鼻北端 13 同郡同町納島郷ハダカ瀬頂上 14 同郡同町六島郷烏帽子瀬頂上 15 同郡同町同郷六島東端 16 同郡同町野崎郷野崎島北ノ崎 17 同郡同町同郷同島一つ瀬頂上 18 同郡同町同郷同島べん石 19 南松浦郡新上五島町津和崎北東端 20 同郡同町津和崎北端 21 佐世保市宇久町平長崎鼻	イ 1から180度1,000メートルのところ ロ 2から180度300メートルのところ ハ 3から180度330メートルのところ ニ 4から180度1,000メートルのところ ホ 5から180度300メートルのところ ヘ 6から180度500メートルのところ ト 7から180度1,000メートルのところ チ 8から270度500メートルのところ リ 9から270度500メートルのところ ヌ 10から0度300メートルのところ ル 11から0度1,000メートルのところ ワ 12から315度1,000メートルのところ カ 13から0度600メートルのところ ク 14と13を結ぶ直線上14から1,500メートルのところ コ 14から0度1,000メートルのところ タ 15と21を結ぶ直線上15から1,000メートルのところ チ 15から90度1,000メートルのところ ソ 16から90度1,500メートルのところ ツ 17から90度1,500メートルのところ ネ 17から180度1,000メートルのところ ナ 18と19を結ぶ直線の中央のところ ラ 20から0度1,000メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 とさかのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第38号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町広曾根地先	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町いけ島(ホゲ島)南端	イ 1から188度30分4,700メートルのところ	第1種 あわび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第39号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町平島地先	次のイを中心とする半径1,000メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町平島西端	イ 1から180度1,000メートルのところ	第2種 雑魚磯刺網 第3種 ぶり飼付	1/1~12/31 9/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第40号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町白瀬地先	次の1を中心とする半径1,000メートルの円周によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町白瀬灯台		第1種 あわび 第2種 雑魚磯刺網 第3種 ぶり飼付	1/1~12/31 " 9/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第41号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町片曾根地先	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町平島郷平島頂上 2 同郡同町同郷同島南東端	イ 1から2を見通した延長線上2から7,350メートルのところ	第1種 あわび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第42号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町中瀬地先	次のイを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町いけ島(ホゲ島)北端 2 同郡同町六島郷六島南端 3 同郡同町赤島西端	イ 平戸市野子町志々伎山頂から2を見通す線と1から3を見通す線の延長線が交わる	第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	北松浦郡小値賀町	
北共 第43号	勝本町漁業協同組合	長崎県壱岐市勝本町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8と9を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 壱岐市勝本町立石西触フリヤ崎西岸標識 2 同市同町立石西触北西端(六郎瀬対岸) 3 同市郷ノ浦町里触カブロー瀬島北東端 4 同市勝本町本宮西触銚崎南端 5 同市同町辰ノ島若宮島中央高瀬岩北端 6 同市同町名島島の東の島北西端 7 同市同町と同市芦辺町との最高高潮時海岸線における境界(烏帽子岩頂上) 8 同市同町東触うの瀬防波堤付根標識 9 同市同町勝本浦小敷瀬防波堤付根	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4から270度500メートルのところ ハ 4から270度2,000メートルのところ ニ 5から270度1,500メートルのところ ホ 5から0度1,000メートルのところ ヘ 6から0度1,000メートルのところ ト 7から0度1,500メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚敷網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	壱岐市勝本町	郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない

北共 第44号	箱崎漁業協同組合 外2名	長崎県 壱岐市 芦辺町 火棚曾根 地先	次のイを中心とする半径600メートルの円周によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町箱崎諸津触魚釣崎東端	イ 1から353度55分6.790メートルのところ	第3種 つきいそ	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	壱岐市 勝本町 芦辺町	
北共 第45号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 箱崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町と同市芦辺町との最高高潮時海岸線における境界(烏帽子岩頂上) 2 同市芦辺町箱崎諸津触赤瀬鼻中央突端 3 同市同町箱崎諸津触魚釣崎東端 4 同市同町瀬戸浦電神崎突端 5 同市同町瀬戸浦東鼻突端 6 同市同町芦辺浦東鼻突端 7 同市同町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 8 同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや別館前内防波堤北東端	イ 1から0度1.50メートルのところ ロ 2から0度1.50メートルのところ ハ 3から90度1.500メートルのところ ニ 4から110度1.500メートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 7と8を結ぶ直線上7から140メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	壱岐市 勝本町 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び壱岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共 第46号	壱岐東部漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 田河 及び 八幡浦 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁南東角 2 同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや別館前内防波堤北東端 3 同市同町瀬戸浦東鼻突端 4 同市同町芦辺浦東鼻突端 5 同市同町瀬戸浦電神崎突端 6 同市同町八幡浦左京鼻突端 7 同市同町諸吉本村触長者原崎突端 8 同市同町諸吉二亦触前小島南東端 9 同市芦辺町と同市石田町との最高高潮時海岸線における境界 10 同市石田町山崎触伊佐島北西端	イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 5から110度1.500メートルのところ ニ 6から0度1.250メートルのところ ホ 6から90度1.500メートルのところ ヘ 7から123度1.440メートルのところ ト 8と10を結ぶ直線の中央のところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない
北共 第47号	石田町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 石田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、11と12を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 壱岐市芦辺町と同市石田町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市石田町山崎触伊佐島北西端 3 同市芦辺町諸吉二亦触前小島南東端 4 同市同町諸吉本村触長者原崎突端 5 同市石田町筒城仲触筒城崎北岬東端 6 同市同町筒城東触乙島東端 7 同市同町筒城東触乙島西端 8 同市同町妻ヶ島南端 9 同市同町久喜触と同市同町池田仲触との旧境界 10 同市同町久喜港外防波堤標識(防波堤平瀬付根から北方防波堤沿いに15.8メートルのところ) 11 同市同町印通寺港東防波堤突端 12 同市同町印通寺港西防波堤突端	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ ロ 4から123度1.440メートルのところ ハ 5から90度1.000メートルのところ ニ 6から90度1.500メートルのところ ホ 7から180度1.500メートルのところ ヘ 8から180度800メートルのところ ト 9から10を結ぶ直線135度2.700メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	壱岐市 石田町	郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び壱岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならない

北共 第48号	石田町漁業協同組合	長崎県 香岐市 石田町 久喜触 及び 郷ノ浦町 志原南触 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 香岐市石田町久喜触と 同市同町池田仲触との旧境界 2 同市郷ノ浦町志原南触と 同市同町若松触との最高 高潮時海岸線における境 界 3 同市同町久喜港外防波堤 標識(防波堤平瀬付根か ら北方防波堤沿いに15 ・8メートルのところ)	イ 1から3を通過して1 35度2.700メ ートルのところ ロ 2から135度1. 500メートルのと ころ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 石田町 郷ノ浦町 志原南触	郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及び香岐 東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水漁業者の あわび漁業の入漁を拒んではならない
北共 第49号	石田町漁業協同組合	長崎県 香岐市 石田町 久喜触 及び 郷ノ浦町 志原南触 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 香岐市石田町久喜触と 同市同町池田仲触との境界 2 同市郷ノ浦町志原南触と 同市同町若松触との最高 高潮時海岸線における境 界 3 同市同町久喜港外防波堤 標識(防波堤平瀬付根か ら北方防波堤沿いに15 ・8メートルのところ)	イ 1から3を通過して1 35度2.700メ ートルのところ ロ 2から135度1. 500メートルのと ころ	第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 石田町	
北共 第50号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 香岐市 郷ノ浦町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、 タ、17の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線によって 囲まれた区域 ただし、18と19を結ぶ直線、2 0と21を結ぶ直線及び各最高高 潮時海岸線によって囲まれた区 域を除く	1 香岐市郷ノ浦町志原南触 と同市同町若松触との最 高高潮時海岸線における 境界 2 同市同町初山東触北越鏡 岳鼻東端 3 同市同町初山東触海豚鼻 南端 4 同市同町初山東触大郷瀬 南端 5 同市同町初山西触鑑崎西 端 6 同市同町小机島北東端 7 同市同町大机島南端 8 同市同町大平島南西端 9 同市同町長島仏崎南西端 10 同市同町長島西端 11 同市同町大島北の鼻突端 12 同市同町火島南端 13 同市同町新田触阿母崎西 端 14 同市勝本町本宮西触鋤崎 南端 15 同市郷ノ浦町里触カプロ 一瀬北東端 16 同市勝本町立石西触北西 端(大郎瀬対岸) 17 同市同町立石西触フリヤ 崎西岸標識 18 同市郷ノ浦町妻谷触野島 鼻北端 19 同市同町大浦触道の浦テ イ崎西端 20 同市同町片原触弁天崎西 端 21 同市同町郷ノ浦八幡崎西 端	イ 1から135度1. 500メートルのと ころ ロ 2から123度30 分1.300メー トルのと ころ ハ 3から180度1. 000メートルのと ころ ニ 4から180度1. 000メートルのと ころ ホ 5と6を結ぶ直線の 中央のところ ヘ 7から180度1. 500メートルのと ころ ト 8から180度1. 000メートルのと ころ チ 8から270度1. 000メートルのと ころ リ 9から180度1. 000メートルのと ころ ヌ 10から270度1 .000メートルの ところ ル 11から320度1 .100メートルの ところ ヲ 12から270度1 .000メートルの ところ ワ 13から270度1 .000メートルの ところ カ 14から270度2 .000メートルの ところ ヨ 14から270度5 00メートルのと ころ タ 15と16を結ぶ直 線の中央のところ	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 ばい 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 郷ノ浦町 (志原南 触を除く)	
北共 第51号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 香岐市 郷ノ浦町 横瀬 地先	次のイを中心とする半径300 メートルの円周によって囲まれた 区域	1 香岐市郷ノ浦町大島頂上 2 同市同町長島灯台	イ 1から258度の直 線と2から266度 30分の直線とが交 わるのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~11/30	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 郷ノ浦町 (志原南 触を除く)	
北共 第52号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 香岐市 郷ノ浦町 でき曾根 地先	次のイを中心とする半径300 メートルの円周によって囲まれた 区域	1 香岐市郷ノ浦町大島頂上 2 同市同町長島灯台	イ 1から248度の直 線と2から257度 40分の直線とが交 わるのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~11/30	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 郷ノ浦町 (志原南 触を除く)	

北共 第53号	香岐東部漁業協同組合	長崎県 香岐市 芦辺町 名島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を 順次結んでイに至る各直線と最 高潮時海岸線によって囲まれ た区域	1 香岐市芦辺町名島三ツ瀬 北端 2 同市同町前島(女亀島) 南東端 3 同市同町平瀬頂上	イ 1から354度20 分500メートルの ところ ロ 1から84度20分 490メートルのと ころ ハ 2から174度20 分500メートルの ところ ニ 3から264度20 分780メートルの ところ ホ 3から309度20 分1,000メー トルのところ	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除 く)	石田町漁業協同組合員の入漁を拒んではならない
北共 第54号	香岐東部漁業協同組合 外1名	長崎県 香岐市	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んでイに至る各直線と最 高潮時海岸線によって囲まれ た区域	1 香岐市芦辺町名島三ツ瀬 北端	イ 1から48度40分 1,000メートルの ところ	第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 芦辺町	
北共 第55号	香岐東部漁業協同組合 外1名	長崎県 香岐市 芦辺町 イズミ岩 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各 点を順次結んでイに至る各直線 によって囲まれた区域	1 香岐市芦辺町下イズミ岩 頂上 2 同市同町上イズミ岩頂上 3 同市同町カブ瀬頂上	イ 1から0度1,45 0メートルのところ ロ 2から90度500 メートルのところ ハ 3から90度500 メートルのところ ニ 3から180度50 0メートルのところ ホ 3から270度50 0メートルのところ ヘ 1から270度50 0メートルのところ	第1種 あまのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " "	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除 く) 石田町	
北共 第56号	勝本町漁業協同組合 外4名	長崎県 香岐市 七里ヶ曾根 下の瀬 地先	次のイを中心とする半径500 メートルの円周によって囲まれた 区域		イ 1から0度1,450メートルのところ ロ 2から90度500メートルのところ ハ 3から90度500メートルのところ ニ 3から180度500メートルのところ ホ 3から270度500メートルのところ ヘ 1から270度500メートルのところ	第3種 ぶり飼付	9/1~11/30	平成25年9月1日~令和5年8月31日	団体漁業権	香岐市 勝本町 郷ノ浦町 芦辺町 石田町	